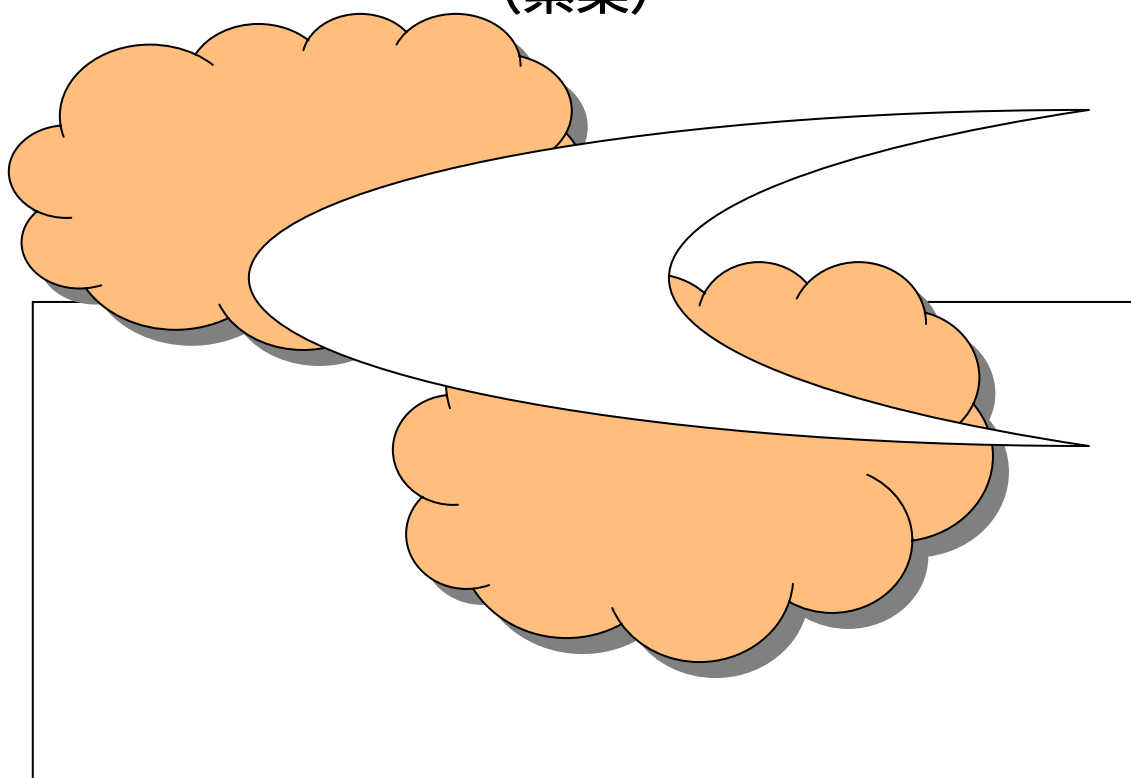


「子どもの笑顔があふれる子育てしやすい新宿」をめざして

新宿区次世代育成支援計画

(素案)



平成 16 年 3 月

新 宿 区

「新宿区次世代育成支援計画」素案

目 次

§ 1	目的	1
§ 2	計画の位置付け	1
§ 3	基本理念	2
§ 4	計画の基本的な視点	2
§ 5	基本目標	3
§ 6	ビジョンー平成 21 年度までにめざす将来像	4
§ 7	計画を推進する体制づくり	4
§ 8	新宿区の子どもと家庭をとりまく状況	5
§ 9	施策の体系	14
§ 10	現状と課題及び今後の取組み	17
§ 11	次世代育成支援事業一覧	
§ 12	用語の解説	
§ 13	【参考資料】法律・要綱・策定委員等一覧	

§ 1 目的

この計画は、次代を担う子どもを育てる家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備していくために、新宿区が今後目指していく方向性と具体的な施策について、区民のみなさんに発信し、共に考え、実現していくことを目的として策定しています。

§ 2 計画の位置付け

○ この計画は、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく新宿区の行動計画です。計画期間は前期 5 年間として、平成 17 年度から 21 年度となります。この計画終了後、後期として平成 22 年から 26 年の計画を策定します。

○ また、区の上位計画である「新宿区基本構想」、「新宿区基本計画」の部門別の個別計画として、「新宿区子育て支援計画ー子育て支援新宿プラン」（平成 12 年～）を引き継ぐ計画となります。

○ 現在の後期基本計画は、平成 19 年度までを計画期間としているため、この計画も平成 19 年度中に見直しを行います。

○ 新宿区の施策を総合的・一体的に進めるため、関連計画（「新宿区実施計画」、「行財政改革計画」、「新宿区地域福祉計画」、「新宿区・地域との協働推進計画」「新宿区男女平等推進計画」「新宿区障害者計画」）とも整合性を保ちながら策定しています。

平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
基本構想【21 世紀初頭の新宿区の将来像】：平成 9 年 3 月議決											
基本計画											
実施計画											
子育て支援計画 ：平成 12 年～											
		次世代育成支援計画（前期・本計画期間）									
		次世代育成支援計画（後期）									

§ 3 基本理念

家庭・地域・区の協働の輪が広がり 見守り 応援する 子育て
ー子育てコミュニティタウン新宿ー

地域全体で子どもの成長と家庭の子育てを支援する「子どもの笑顔があふれる子育てしやすい新宿」の実現を目指します。

子育てや子育て支援を契機とした出会いから生まれた協働の関係を通し、誰もが自主的に参画することができる、柔軟で、選択性のある「都市型コミュニティ」の創造へとつなげていきます。

§ 4 計画の基本的な視点

1 子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える

- ・子どもたち自身の生きる力・育つ力
- ・子どもとおとなのパートナーシップ
- ・子どもたちの社会への参画

の3点を大切にして「子ども自身の幸せの実現」を第一に考えていきます。

2 家庭の多様なあり方を尊重する

価値観が多様化している現代社会においては、子育て家庭の生活スタイルや子ども観も多様です。既成の価値観をおしつけるのではなく、多様なあり方を受け入れ、それぞれの子どもと家庭にあった支援ができるよう考えていきます。

3 子育てを社会全体で支援する

子どもを育てる責任は、第一義的には親・家庭にあります。次代を担う子どもは、社会全体にとっても大切な存在です。

国や都、区による子育て支援の充実と地域や事業者がそれぞれの役割を果たし、子育てを社会全体で支える意識を共有することが重要であるとの認識をもって取り組んでいきます。

4 サービスの質の向上と効果的な提供をめざす

サービスは、必要な人に情報が届き、利用され、結果として満足感・安心感をもたらすことで存在価値が生まれます。

また、サービス利用に対する対価は、そのサービスが効果的・効率的に提供されて始めて、適正と判断され、負担することについて納得されます。

区は、これまでも行政の効率化を図ってきましたが、今後もサービスを充実するため、施設の有効活用・人員配置や運営形態の適正化等について一層努力しつつ進めていきます。

§ 5 基本目標

以下の 5 つを基本目標とし、5 年後には新宿が子育てしやすいまちだと思う方の割合を今回の「次世代育成支援に関する調査」の割合（就学前 24.7%、小学生 16.6%）をそれぞれふやすことをめざします。

目標 1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

次世代の親となり未来を担う子どもたちが、幅広い知識・考える力・豊かな感性を身につけることができるよう、教育環境や地域の育成環境の充実を図ります。

目標 2 利用しやすいサービスですべての子育て家庭をサポートします

すべての子育て家庭が、心にゆとりを持って子育てができるよう応援していきます。

そのために、子育て支援サービスを点から線につなげ、さらに面へと広げることで、サービスを必要としている人が利用しやすいサービスを実現していきます。

目標 3 子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを進めます

現代の多様な働き方に対応した多様な保育・学童クラブサービスの充実を図っていきます。

また、家族が協力して子育てと仕事の両立を目指すことができるよう、子育て家庭に配慮した取組みの促進について企業への働きかけを行っていきます。

目標 4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

子どもの成長と子育て家庭を応援するサポーターが、地域の中に生まれるような取組みを進めていきます。

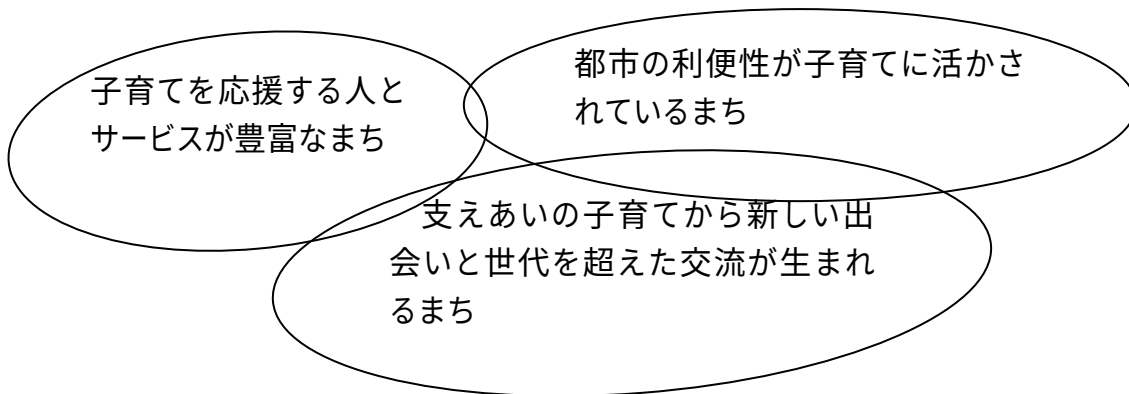
子育て中の人も、支えられるだけでなく、できる範囲で、支える側にもなるような仕組みづくりを行うとともに、意識の広がりを促していきます。

目標 5 安心して子育てできる都市環境をつくります

家庭・学校・警察・地域・区の機関等が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守るための活動を行うことにより安全なまちを目指します。

また、繁華街が多い地域性を考慮した非行防止活動への取組みを進めていきます。

§ 6 ビジョンー平成 21 年度までにめざす将来像



§ 7 計画を推進していくための体制づくり

次世代育成支援対策協議会の設置

本計画の進捗状況の把握、次世代育成支援についての意見交換等を行っていくための組織として、次世代育成支援対策法第 21 条第 1 項に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」の設置を検討していきます。

子どもと家庭に関する政策を総合的に進める組織の検討

子どもと家庭に対する新たなビジョンづくり・計画の進行管理・施設設備計画など、次世代育成支援を総合的に統括する庁内組織を検討していきます。

事業推進のための財源の確保及び受益と負担のあり方の検討

施策を推進するため事業運営の効率化等による財源確保及びサービスごとの行政コスト及び負担の適正化について検討を行っていきます。

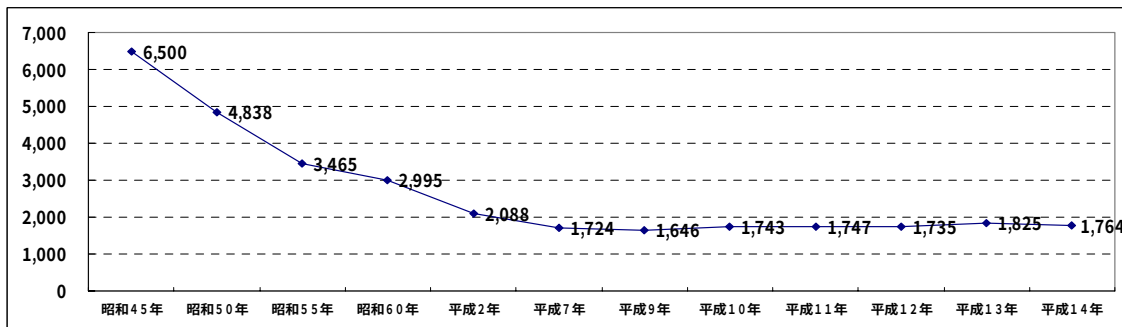
§ 8 新宿区の子どもと家庭をとりまく状況

1 新宿区の児童人口

生まれてくる子どもの数は、ここ10年は安定してきましたが、高齢者の数は増えつづけ、少子高齢化の傾向は今後も続くと思われされます。

(1) 出生数の推移

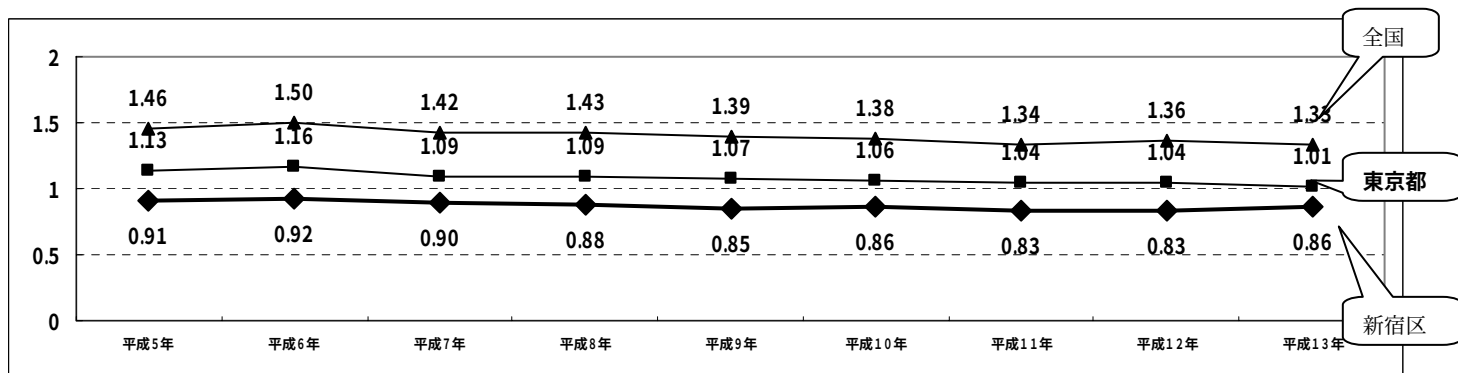
昭和45年に新宿区に生まれた子どもの数は6,500人でした。その後減少を続け、平成3年に2,000人を割りました。しかしその後は、安定する傾向を示しています。



(2) 合計特殊出生率

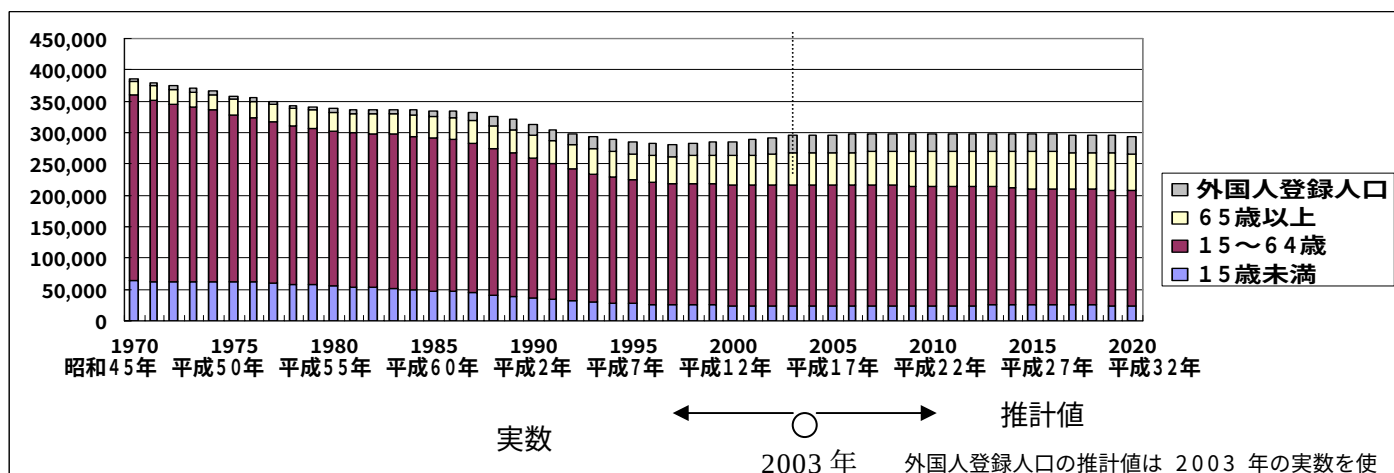
合計特殊出生率が、2.08人を下回れば、親世代より子世代の数が少なくなり、やがて総人口は減少へと向かうといわれています。2002年の日本の合計特殊出生率は1.32でした。

一般的に都市部では低い傾向にありますが、新宿区でも低い値を示しています。



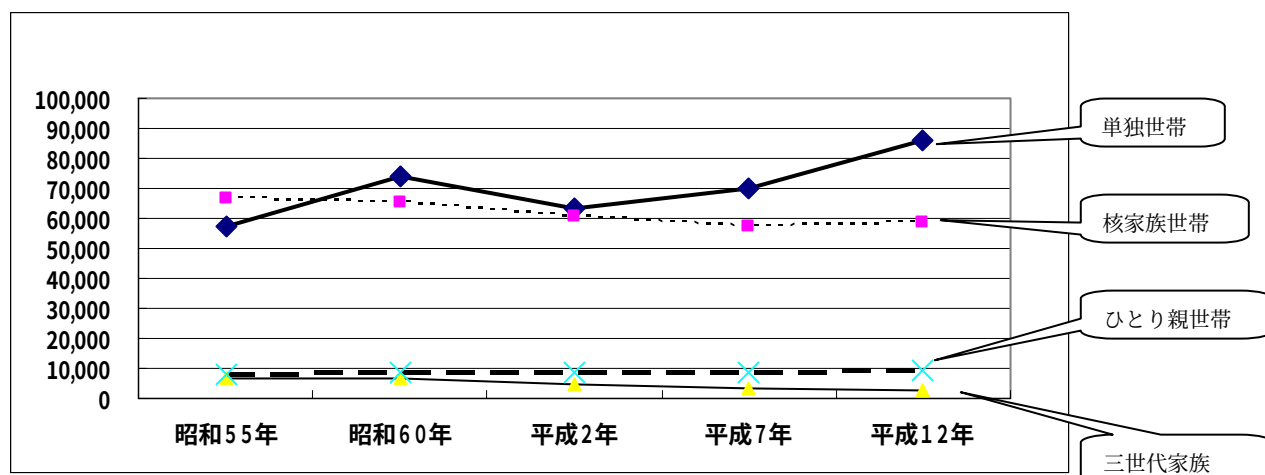
(3) 人口推計

減少を続けていた新宿区の人口は、90年代半ばから安定した傾向を示しています。人口推計によれば今後もこの傾向は続きますが、65歳以上の高齢者の数は増え続けます。



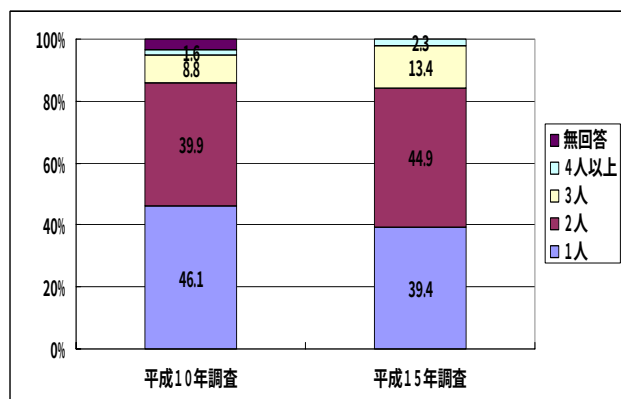
(4) 世帯数の推移

新宿区の世帯の半数以上は、単独世帯であり、さらに増える傾向にあります。三世帯家族は減り続ける一方、ひとり親世帯は増加しています。

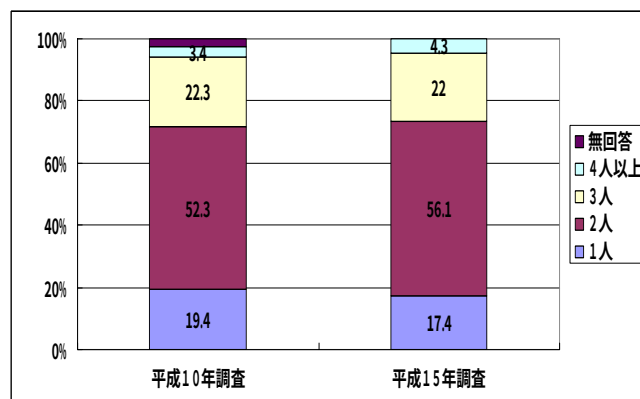


(5) きょうだいの数

平成10年と平成15年の調査結果を比べると、未就学児、就学児ともに一人っ子の比率は減少しています。



未就学児童のきょうだいの数



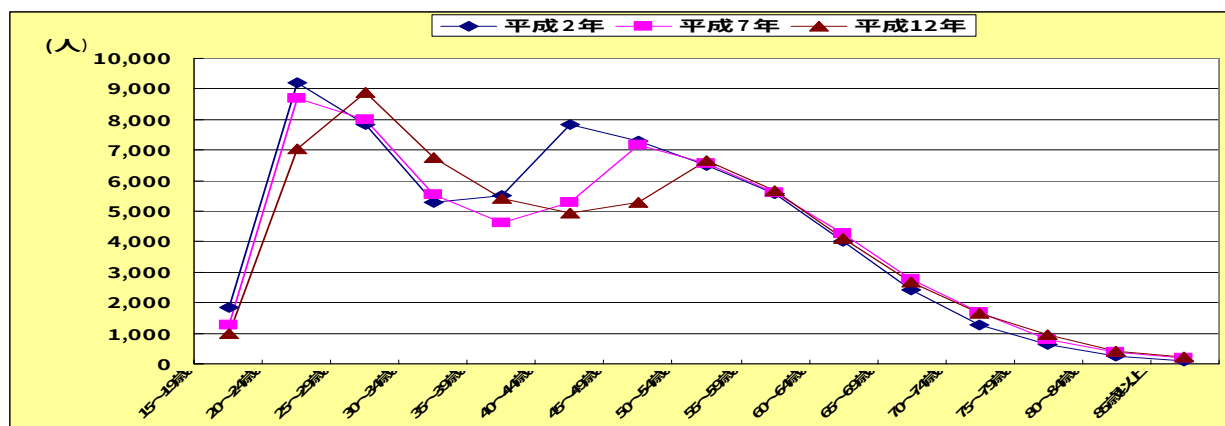
就学児童のきょうだいの数

(6) 女性の就労状況

一般に女性の就業率は、出産・子育て等のため25歳頃からいったん下がる傾向にあります。これは結婚、出産、育児期にあたるこの時期に多くの女性が退職することを意味しています。子育てが一段落した40歳代で再び就業し、そして老年期に向かい下降します。

新宿区においてもこの傾向が見られます。

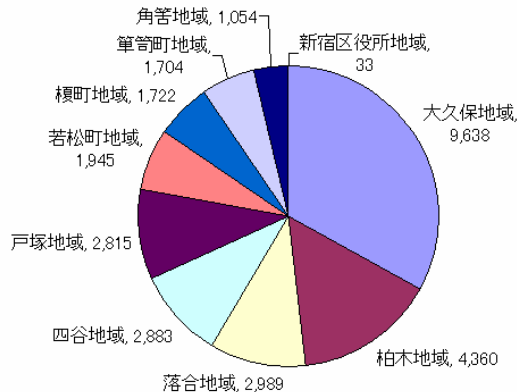
グラフが右にずれているのは、晩婚化の影響と考えられます。



2 新宿区の多様な地域特性

新宿区は、新都心その他の業務地域、商業地域、低中層住宅地域、中高層の住宅地域、歓楽街、学生街を抱える地域など多様な地域特性を有しています。

新宿区のまちを新宿区役所地域および特別出張所地域別に紹介します。



地域別外国人登録者数(総計 29,143 人)

大久保地域

人口：42,670 18歳以下人口：4,674 65歳以上人口：6,678

地域内施設数 保育園 6 幼稚園 3 小学校 3 中学校 4 児童館 2

江戸時代は鉄砲組百人隊の組屋敷（現在の百人町 1 から 3 丁目あたり）があり、その周辺は農村でした。その後の都市化に伴い市街化が進んだ地域です。

区内では外国人居住者が最も多い地域で、大久保通り・職安通りには、ハングル文字を始め多国語の看板が目につきます。

新宿区役所地域

人口：326 18歳以下人口：11 65歳以上人口：74

地域内施設数 保育園 0 幼稚園 0 小学校 0 中学校 0 児童館 0

国際的にも有名な繁華街歌舞伎町の一角に新宿区役所があります。

通りを 1 つ隔てたところは戦後のレトロな雰囲気が残る文化の香り漂う飲食街「新宿ゴールデン街」です。

この地域に住む子どもは非常に少なく、日本一の乗降客のある新宿駅周辺は、来街者にもやさしい子育てバリアフリーのまちづくりがテーマです。



柏木地域

人口：27,031 18歳以下人口：2,580 65歳以上人口：4,336

地域内施設数 保育園 5 幼稚園 2 小学校 2 中学校 1 児童館 2

古くからの住宅地ですが、道路拡幅や再開発事業などにより、まちの姿が大きく変化している地域です。大規模マンションも増えてきました。

特別出張所毎に開催している課題別地域会議の平成 15 年度テーマは「子育て」です。

まちの中での子どもの安全を守ろうと、地域住民の自転車に加え、地域の新聞販売店と協力し、新聞配達用の自転車にも「パトロール中」のステッカーをつけてもらうなど、地域住民と事業者が一体となった活動を進めています。



角筈地域

人口：12,713 18歳以下人口：1,001 65歳以上人口：2,043

地域内施設数 保育園 1 幼稚園 2 小学校 1 中学校 0 児童館 1

江戸時代までは近郊農村地帯であり、新宿中央公園西隅の熊野神社周辺は十二社と呼ばれた江戸の景勝地でした。中央公園内の「子どもひろば」を活性化し、子どもや乳幼児の親子が安心して遊べる公園づくりがテーマです。

淀橋浄水場跡地に形成された超高層ビル群の一角には、平成 3 年東京都庁が移転してきました。

■駅周辺自転車等放置台数[※]

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
東京都 [※]	211,711	198,959	196,811	201,240	200,317	197,957
指数〈平成8年=100〉 [※]	100.0	93.7	92.9	95.1	94.6	93.5
区部 [※]	167,370	164,147	163,278	171,087	173,884	165,281
指数〈平成8年=100〉 [※]	100.0	98.1	97.6	102.2	103.9	98.8
新宿区 [※]	10,261	10,026	8,734	9,290	9,362	13,193
指数〈平成8年=100〉 [※]	100.0	97.7	85.1	90.5	91.2	129.8

（『東京都社会指標（平成14年度）』 駅前放置自転車の現状と対策（生活文化局））

※鉄道駅の半径500m以内で放置された自転車・原付・自動二輪[※]

落合地域

人口：59,042 18歳以下人口：7,353 65歳以上人口：9,978

地域内施設数 保育園7 幼稚園11 小学校6 中学校3 児童館4

大正末に高級住宅として目白文化村が開発されるまでは、近郊の農村地帯でした。現在は戸建て住宅中心の落ち着いたまちですが、次第にマンションも増えつつあります。

地域にはみどり豊かなおとめ山公園や野鳥の森公園などがあり、神田川や妙正寺川の河畔は、春には桜が咲き誇ります。また林芙美子記念館や染めの里二葉苑などのミニ博物館もあり、地域の人々の安らぎの場となっています。

榎町地域

人口：29,181 18歳以下人口：3,565 65歳以上人口：5,462

地域内施設数 保育園3 幼稚園5 小学校4 中学校3 児童館3

夏目漱石が生まれ、育ち、「三四郎」、「心」、「それから」などの代表作をこの地で書いています。また「明暗」執筆半ばでこの世を去った漱石山房跡は、漱石公園として整備されています。印刷関連産業が多く、また寺社の多い古くからの市街地であり、下町的なふれあいの残る地域ですが、一方では防災上の課題も抱えています。

地域で子どもを見守る活動が活発に行われ、メールによる安全情報の発信に先駆的に取り組むなどITの活用にも積極的な地域です。

笹笥町地域

人口：30,670 18歳以下人口：4,042 65歳以上人口：4,944

地域内施設数 保育園4 幼稚園4 小学校3 中学校2 児童館3

歴史ある地名や歴史的資源が多く残っています。また、神楽坂周辺などは古くからのコミュニティが維持されています。一方、交通の利便向上により、大規模マンションの建設も進んでいる地域です。

各地域団体が協力して子どもの居場所づくり事業「みんなの部屋」を実施するなど、地域全体で子育て支援を進めていこうという意欲の高いまちですが、古くから住んでいる区民と社宅やマンション等の集合住宅に住む新しい区民とが出会い、共に協力しながらより良いまちづくりを進めていくことが求められている地域です。

若松町地域

人口：30,537 18歳以下人口：3,604 65歳以上人口：6,388

地域内施設数 保育園5 幼稚園4 小学校3 中学校4 児童館2

住宅地ですが、大規模病院が多いのが特徴です。

平成12年に地下鉄大江戸線が開通し、交通の利便性が向上し、新しいマンションが次々に建設、落成し、人口の増加要因となっています。

その一方で、大規模な公営住宅である戸山ハイツは、昭和40年代から50年代に高層化され、多くの子ども達の声が聞こえていましたが、近年は高齢化が進んでいます。

四谷地域

人口：33,726 18歳以下人口：3,243 65歳以上人口：6,611

地域内施設数 保育園5 幼稚園5 小学校5 中学校1 児童館2

江戸時代から江戸の玄関口四谷の大木戸が設置され、甲州街道の発達とともに「新宿区」の名前の由来となっている「内藤新宿」が江戸の四宿のひとつとして栄えました。

新宿御苑や神宮外苑などの大規模公園や、サッカー少年の憧れの地「国立競技場」がある地域です。

日本で第1号の保育園「二葉保育園」はここにあります。

新宿区内の鉄道の駅

新宿区内には10路線46の駅があります。エレベーター、エスカレーター等を使いホームから地上へ行くルートを確認している駅は25駅（54％）です。

調整中

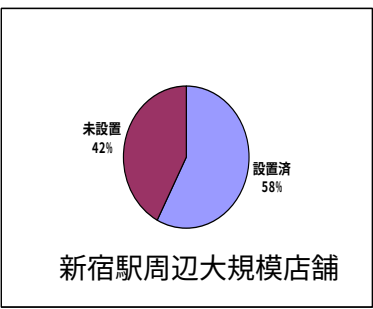
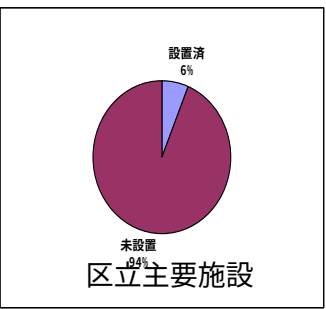


一般診療所数・病床数[※]

	施設数 [※]	人口10万対 施設数 [※]	病床数 [※]	人口10万対 病床数 [※]
全国 [※]	94,019	73.9	209,544	184.6
東京都 [※]	11,785	97.1	8,931	73.6
区部 [※]	9,006	109.7	6,352	77.4
新宿区 [※]	574	196.4	286	97.8

（『2002年地域保健医療基礎統計』『第54号東京都衛生年報（平成14年版）』平成13年10月1日現在）

男子トイレのベビーキーパー等の設置状況



3 新宿区の子育て関連施策の現状

新宿区では、平成12年に新宿区子育て支援計画を策定し子育て支援施策の充実を図ってきました。

新宿区の子育て関連施策の現状をご紹介します

(1) 保育所

保育所は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において、乳幼児の保育ができない場合に、日々保護者の委託を受けて保育することを目的として設置された児童福祉施設です。現在、区立30園（公設民営園1園を含む）、私立9園があります。

保育事業名		事業内容	実施園
零歳児保育		産休明けの児童の保育（産後43日以上又は57日以上）	区立12園、私立6園
		生後6か月以上の児童の保育。	区立13園
		生後8か月以上の児童の保育。	私立1園
障害児保育		心身の障害が原則として中程度までの集団保育が可能な児童の保育。	区立30園
延長保育		開所時間に続けて、さらに1時間から6時間の延長保育。利用時間は1時間ごとの契約。 ・ 開所時間の後1時間の延長（区立7園、私立4園） ・ 開所時間の後2時間の延長（区立1園） ・ 開所時間の後4時間の延長（区立1園・私立1園） ・ 開所時間の前5時間及び開所時間の後6時間の延長（私立1園）	区立9園、私立6園
一時保育	定員の空き利用	希望する保育園の定員に空きがある場合に、各園1名まで、1か月に最長3日間まで保育。ただし緊急時（死亡、行方不明、病気・出産での入院、看護、災害等）の場合は、3日を超える利用も可能	区立30園、私立9園
	専用室設置	生後6か月から小学校就学前までの児童を1日10名の範囲で1か月最長7日間保育。	区立1園 16年度私立1園増予定
年末保育		保育園が休園となる年末（12月29日～31日）に一部の区立園、私立園で年末保育を実施しています。区内在住で区内の認可保育園に在園している生後6か月以上の児童が対象です。	区立4園 （希望者の数により実施園は増減する） 私立1園
産休、育休明け入所予約		年度途中で産後休暇や育児休業明け（満1歳まで）で復職を予定している保護者に対する予約制度。	区立3園 16年度私立1園増予定
休日保育		日曜・祝日（年末年始を除く）に、区立保育園（1園）で実施。利用は区内在住で区内の認可保育園に在園している生後6か月以上の児童が対象。	区立1園 16年度私立1園増予定
病後時保育		病気にかかり、急性期を過ぎて回復期にある児童を、保護者が勤務の都合上、家庭において育児ができない間、専用室において一時的に保育する。区内在住で区内の認可保育園に在園している満1歳以上の児童が対象。	私立1園 16年度私立1園増予定

(2) 認可外保育施設の状況

施設名	内容	施設数
認証保育所	東京都が独自の認証基準に基づいて設置を認証する保育所です。0歳児保育や13時間以上の開所など多様な保育ニーズに応えるもので、民間企業などが設置主体となり、利用者との直接契約で保育を行います。	3所
保育室	多様な保育ニーズに対応するため、その特色を生かした運営を行っている一定の基準に合った保育施設を保育室として活用するものです。	4所
家庭福祉員	児童の保育について技能と経験をもった者が、その家庭で3歳未満の児童を保育することにより、児童福祉の向上を図るものです。	4人

■保育室利用児童数（各年4月1日現在）

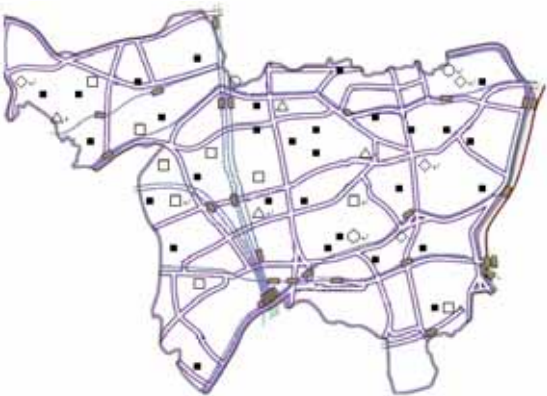
	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
保育室数	4室	3室	4室	4室	4室
利用児童数	39	41	46	48	47
0歳	16	18	15	13	16
1歳	14	14	13	21	11
2歳	6	7	18	14	20
3歳以上	3	2	0	0	0

（「新宿区の概況」各年度版）

■家庭福祉員利用児童数（各年4月1日現在）

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
家庭福祉員数	4	5	5	3	4
利用児童数	6	4	8	5	7
0歳	2	2	5	2	1
1歳	3	1	3	3	4
2歳	1	1	0	0	2

（「新宿区の概況」各年度版）



■ 区立認可保育園（30園）

□ 私立認可保育園（9園）

◇ 家庭福祉員（4人）

○ 認証保育所（3所）

△ 保育室（4所）

■区内認証保育所利用児童数（平成15年8月1日現在）

	平成15年度
認証保育所数	3
利用児童数	28
0歳	13
1歳	11
2歳	4
3歳以上	1

（福祉部保育課資料）

■保育時間パターン別の新宿区の保育園

		7:00	7:15	7:30	11:00	18:00	18:15	18:30	19:15	20:15	22:00	22:15	4:00
認可園	パターン1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	パターン2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	パターン3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	夜間保育園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

延長保育は、各パターンに1時間延長、2時間延長、4時間延長がある。

■保育ニーズ別にみた新宿区の保育園

		保育実施日								備考	条件
		月	火	水	木	金	土	日	祝		
認可園	通常保育・延長保育	●	●	●	●	●	●	●	●	延長保育は1歳児クラス以上（ただし1園では満1歳から）	
	休日保育 1園	●	●	●	●	●	●	●	●	年末年始以外	区内在住、認可保育園在籍6ヶ月以上、障害児を除く
	年末保育 4園	●	●	●	●	●	●	●	●	12月29日～31日の保育	区内在住、認可保育園在籍6ヶ月以上、障害児を除く
	病後児保育 1園	●	●	●	●	●	●	●	●	病気の回復期に専用室で保育 平成16年から2園	区内在住、認可保育園在籍1歳以上、障害児を除く
	一時保育	●	●	●	●	●	●	●	●	原則1か月3日間又は7日間 保護者の用事・リフレッシュの利用可	区内在住、認可保育園在籍6ヶ月以上、障害児を除く

(3) ファミリーサポート事業

子育ての援助を行いたい方と援助を受けたい方を会員とする区民の方の相互援助活動をお手伝いする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託しています。

■利用理由内訳（平成14年度）

利用理由	利用実績（件）
保育施設の開始前・終了後	4,682
保育施設までの送迎	1,383
軽度の病気	107
保育施設の休業日	94
その他	2,009
計	8,275

■登録会員数の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
利用会員	360	643	936
提供会員	109	168	218
両方会員	18	23	25
計	469	811	1,154

（福祉部児童家庭課資料）

*両方会員は、利用・提供会員の内数。

■利用状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
利用件数（人）	221	4,785	8,275
利用実児童数（人）	57	936	1,600
時間数（時間）	538.5	10,791.5	18,391.5

（福祉部児童家庭課資料）

(4) 子どもショートステイ

病気・出張・出産・看護・冠婚葬祭などで、保護者が夜間も留守になり子どもの保育ができないときに、二葉乳児院で預かります。利用できるのは、0歳から小学校就学前までの子どもで、利用日数は一回の申込みで7日以内です。

(5) 学童クラブ

保護者の就労や疾病のために家庭で継続的に適切な保護が受けられない小学1年生から3年生（心身に障害をもつ子どもは6年生まで）までの子どもに、遊びと生活の拠点を保障するため、区内21か所の児童館に学童クラブを設置しています。

■学童クラブ在籍児数（各年4月1日現在）

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
在籍児計（人）	735	742	794	868	858

（「新宿区の概況」各年度版）

(6) 児童館

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設として区内21か所に設置され、子どもたちに健全な遊び場を提供し、仲間づくりや遊びの指導、各種教室、催し物などを行っています。また、地域の子育て支援の一環として、幼児サークル、相談などを実施するとともに、親子のつどいの場を提供します。

■児童館利用者内訳

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
小学生	284,366	317,837	309,658	353,231
中学生	15,372	19,362	19,342	19,077
高校生等	1,681	2,607	2,567	3,277
幼児	53,449	59,697	56,949	60,024
その他	68,256	76,851	81,017	98,450
計	423,124	476,354	469,533	534,059
1館1日平均利用者数	56.3	63.2	62.7	71.3

（福祉部児童家庭課資料）

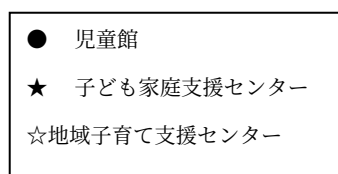
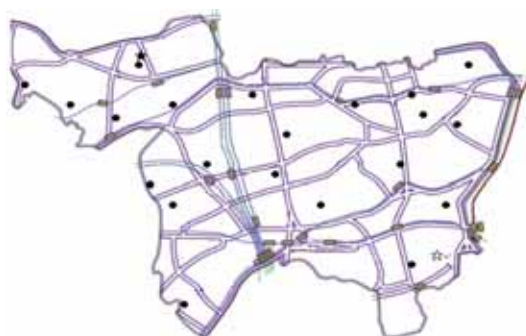
(7) 子ども家庭支援センター・地域子育て支援センター

保護者の子育て不安などに対応するため、相談、情報提供、仲間づくり及び各種講座などを行うとともに、関係機関や地域と連携して、適切なサービスにつなげていくことをめざします。

■子ども家庭支援センター利用状況 (人)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
0 歳～2 歳	7,197	7,513	8,354
3 歳～6 歳	974	859	1,059
小学生	11	15	6
中学生	0	0	0
その他児童	0	0	0
保護者	7,580	7,911	8,651
ボランティア	209	177	155
その他	236	242	245
計	16,207	16,717	18,470

(福祉部児童家庭課資料)

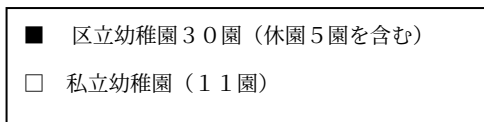
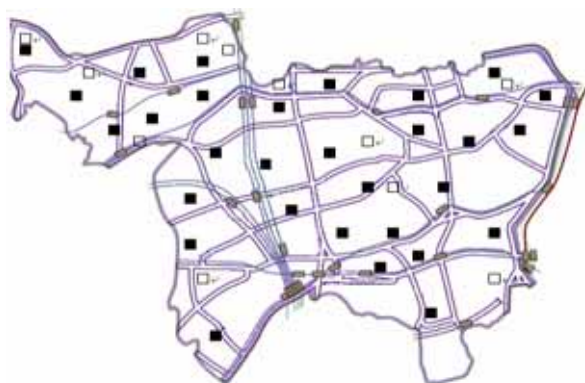


(8) 幼稚園

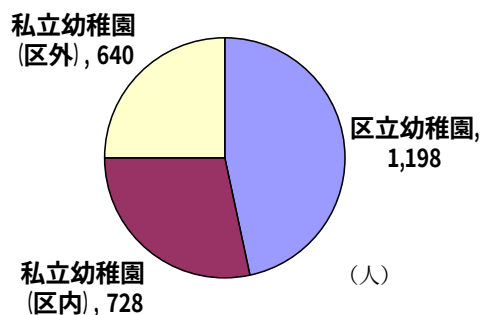
■区立幼稚園数及び園児数 (各年 5 月 1 日現在)

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
園数 (園)	31	31	31	30	30
学級数 (学級)	73	69	69	69	67
園児数 (任)	1,320	1,253	1,224	1,232	1,198
3 歳児保育実施園 (園)	13	13	13	13	13

(「新宿区の概況」)



■幼稚園在籍者内訳 (平成 15 年 5 月 1 日現在)



(総務部総務課資料)

(9) 保健センター

区内に4箇所あり地域の皆さんに身近な保健サービスを提供しています。

■保健所・保健センターの保健師健康教育活動

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
乳幼児関係 (回)	67	108	109	107
(人)	1,501	2,449	2,410	1,955
妊産婦関係 (回)	85	70	97	65
(人)	1,571	1,401	1,642	1,393

(「新宿区の概況」)

■保健所・保健センターの保健師家庭訪問実績

(人)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
妊産婦	244	90	69	77
乳児	237	147	226	132
幼児	66	99	75	59

(「新宿区の概況」)

(10) あゆみの家

0歳から就学前までの、心身の障害や発達に心配のあるお子さんについての相談を受け、発達と子育てを援助するための通所サービスや在宅訪問支援を行っています。

■あゆみの家利用実績

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
相談件数(件)(実人数(人))	341(35)	304(37)	453(59)	301(104)
在籍児数(人)	44	37	38	40
在宅訪問児数(人)	4	9	9	9

(あゆみの家資料)

(11) 図書館

■図書館児童図書蔵書数(各年3月末日現在)

(冊)

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
児童書	115,885	116,517	119,025	122,707
絵本	47,163	48,432	49,577	51,921
紙芝居	5,461	5,461	5,650	5,730
計	168,509	170,410	174,252	180,358

(教育委員会中央図書館資料)

§ 9 施策の体系

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

- 1 子どもの権利を大切にする取組みの充実
- 2 学校教育の充実
- 3 幼児期の教育・保育環境の充実
- **4 子どもたちの遊び場・居場所の充実☆**
 - ① 集い・遊べる公園をふやす取組みの充実
 - ② 児童館の充実
 - ③ 学校を核とした居場所づくり
- 5 地域における子ども・親子・世代間の交流の促進
- 6 図書館活動の充実

目標2 利用しやすいサービスですべての子育て家庭をサポートします

- **1 きめこまやかな子育て支援サービスの充実☆**
- **2 子育て支援サービスの総合的な展開☆**
 - ① 総合的な連携による効果的な次世代育成支援の実現
 - ② 利用者に届く情報発信
- 3 親と子の健康づくり
- 4 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実
 - ① 障害児等と家庭への支援
 - ② ひとり親への支援
 - ③ 外国人家庭への支援
 - ④ 虐待予防と被虐待児と家庭への支援
- 5 経済的な支援

目標3 子育てと仕事の両立としやすい環境づくりを進めます

- **1 多様な保育サービスの展開☆**
 - ① 保育園・認可外保育施設の充実
 - ② 学童クラブの充実
- 2 区内企業の行動計画策定支援

目標4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

- 1 家庭・地域の子育て力・教育力向上への働きかけの充実
- **2 地域との協働で進める次世代育成支援☆**

目標5 安心して子育てできる都市環境をつくります

- 1 事業者とともにすすめる子育てバリアフリー
 - ① まちの子育てバリアフリーの推進
 - ② 子育てしやすい住環境づくり
- 2 家庭・地域とともに守る子どもの安全

新宿区は、平成 11 年 11 月に策定した「子育て支援新宿プラン」に基づき、平成 12 年から子育て支援施策の充実を図ってきました。

本計画は、「子育て支援新宿プラン」を引き継ぐ計画となるため、この計画の進捗状況の検証を行うとともに、本計画の策定にあたり平成 15 年 9 月に実施した「次世代育成支援に関する調査」結果及び、新宿区の現状を分析し、左ページ体系図の中で「太字☆マークつき」で表示している 5 項目を重点施策とすることとしました。

次世代育成支援をめぐる新宿区の特徴

1 大都市の特徴として

- 交通や教育・文化・商業等などについて都市の利便性が高い
- 多様性がある（区民の働き方・外国籍住民の多さ・NPO等協働できる資源の多さ等）
- 子どもたちがのびのび遊べる場所が少ない
- まちの安全についての住民に不安感が大きい
- 住民の移動が多いが、新旧住民の交流の機会が少なく、子どもが保育園・幼稚園・小学校等に通っていない核家族の転入者は孤立しがちな傾向がある。

2 サービス全般について

- ある仕事と子育ての両立支援策のほか、すべての子育て家庭を対象としたつどいの場や保育サービス等の整備は進んでいる
- サービスに関する情報が必要な人に十分に届いていない
- サービスの利用しやすさ、総合性には工夫・改善が必要

§ 10 現状と課題及び今後の取組み

※本行動計画は、最終的には平成 17 年度から平成 21 年度までの目標を定めるものですが、本素案では平成 15 年度現況及び平成 16 年度の取組みを明らかにしています。

※みなさまのご意見を伺いながら、平成 16 年度末までに本計画を策定してまいります。

本文中特定の名称をつけず「調査」としている部分は、本計画策定にあたり平成 15 年 9 月から 10 月に実施した「次世代育成支援に関する調査」をさしています。

また、「就学前」「小学生」との表記は各々「就学前児童の保護者」「小学生の保護者」を意味しています。

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

1 子どもの権利を大切にする取組みの充実

現 状

○「子どもの権利」に関する法律・条約等

1924 年（大正 14 年）	国際連盟：ジュネーブ・子どもの権利宣言
1947 年（昭和 22 年）	日本：児童福祉法制定
1948 年（昭和 23 年）	国際連合：「世界人権宣言」
1948 年（昭和 26 年）	国際連合：「児童憲章」
1959 年（昭和 34 年）	国際連合：「児童の権利に関する宣言」
1989 年（平成元年）	国際連合：「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」
1994 年（平成 6 年）	日本：「子どもの権利条約」発効
2000 年（平成 12 年）	日本：児童の虐待の防止等に関する法律制定

○児童福祉に対する考え方の変化

主に要保護児童や家庭に対し必要な支援を行うという考え方から、すべての子どもと家庭の福祉の向上を目指すものへと変わっており、児童福祉法もそれに対応する改正が行われました。（平成 15 年 7 月）。

○ 新宿区における「子どもの権利」に関する取組み

◆基本方向

「子育て支援新宿プラン（平成 11 年 10 月策定）」における「子どもの権利を大切にするしくみづくり」の方向性に基づいて以下のような施策を進めてきました。

◆学校教育における人権教育

新宿区教育委員会で作成した「人権教育推進委員会だより」や東京都教育委員会が作成した「人権教育プログラム」を活用した取組みを行っています。

◆相談窓口や心のケア

区立小中学校におけるスクールカウンセラーや心の教室相談員の配置、区立小学校への心理士の派遣、教育センター・子ども家庭支援センターなど子ども自身からの相談を受ける窓口の充実を図っています。

◆関係機関のネットワークづくり等

「子ども虐待防止連絡会」「不登校 0 をめざす子ども学校サポートネットワーク」を設置し、関係機関の連携づくりを進めてきました。また、平成 15 年度には「子ども虐待防止ネットワークマニュアル」を作成し、各機関における実効性のある対応と連携の強化の実現を目指しています。

「調査」結果にみる「中学生の施策への参画意欲」は？

◆「中学生ルームのある児童館について意見を言える機会があったら参加したいと思いますか？」

参加してみたい	参加するつもりはない	その他
27.0%	71.6%	1.4%



◆「(参加してみたいと答えた人に) 参加してみたい理由は何ですか？」(複数回答)

おもしろそうだから 51.9%

いろいろな人と知り合いたいから 46.5%

意見を言い良い児童館をつくりたいから 45.0%

**※勉強に、部活に、その他様々な分野に興味
が広がる年代ということを考えると、参加し
てみたい中学生の割合は、大きいといえるの
ではないでしょうか。**

課題と今後の取組み

子どもと保護者が「子どもの権利」について理解するための取組みの充実

体験学習等を活用した取組みの推進

学校・幼稚園・保育園・児童館・保健センターなど教育・福祉・保健の各分野において、体験学習等を取り入れながら、子ども自身及び保護者が「子どもの権利」について理解し、子どもの権利を大切にする意識が身に付くよう、継続的な取組みを進めていきます。

施策への子どもの参画促進

子どもが取組める身近な課題からの参画

施策等への子どもの参画の機会及び子どもの参画意欲を高める取組みを増やしていきます。

広く区民全体が「子どもの権利」についての理解する取組みの充実

区民向け啓発事業の充実

子どもの虐待・子どもの性の商品化・子どもへの性犯罪の防止等のためには、社会全体の人権意識の向上が不可欠です。

人権啓発事業においては、「子どもの権利の視点」も重視して取り組んでいきます。

身近で相談しやすい場所の充実

相談とネットワークの充実

相談機関・子ども関連施設・民生児童委員等のネットワークが効果的に機能するための取組みを進めていきます。

子どもへの権利侵害に適切な対応ができる体制整備

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
学校における人権教育の推進	実施 区立全中学校	推進
中学校へのスクールカウンセラーの配置	実施 区立全中学校	推進
小学校への心理士の派遣	実施 22校 1回／3週間	充実 18校 1回／週
小学生フォーラム・中学生フォーラム	実施 1回／年	推進
子どもの権利に関する啓発事業 家庭教育学級・講座、子育てひろば講座等での実施	実施	推進
子どもの参加するワークショップ	実施 中高生スペース ワークショップ	推進 公園づくりワークショップ
教育センターによる権利擁護等支援 教育相談・不登校への支援事業	実施	推進
不登校をめざす子ども学校サポートネットワーク	実施 3回／年	推進
東京都子どもの人権専門委員の活動	推進 子ども人権メッセージ発表会1回 広報誌2回	推進

2 学校教育の充実

現 状

○新宿区の教育目標（平成 14 年 2 月 1 日新宿区教育委員会決定）

【基本理念】

「子どもたち一人ひとりが、新宿に愛着を持ち、新宿に学ぶことを誇りに思えるような教育の実践と国際社会へ飛躍できる人材の育成」

- ◆広い視野と思いやりの心をもつ人
- ◆地域の一員として、社会ルールを守る人
- ◆個性や創造性が豊かで自ら学び行動する人

○各学校における地域や学校の状況に応じた「特色ある教育活動」の展開

平成 14 年度から実施している学習指導要領に基づき、学校週 5 日制の下、ゆとりの中で特色ある教育を展開し、子どもたちの「生きる力」の育成を目指しています。

- ◆地域の特色に目を向け、地域のことを一層理解し、地域と共に生きていくための地域学習
- ◆国際理解教育の一環としての地域の外国人との交流や英語学習
- ◆子どもの興味・関心に基づいた課題を選択し解決していく学習
- ◆子どもの発達段階に対応するための小中連携教育

○開かれた学校づくりの推進

- ◆「学校評議員制度」の導入（平成 13 年 4 月）
- ◆外部評価の導入（平成 15 年度より）
- ◆学校選択制度の導入（平成 16 年 4 月）

○新宿区内の小中学校及び幼稚園数（平成 16 年 3 月現在）

【中学校】	区立 13 校	私立 6 校
【小学校】	区立 30 校	私立 1 校
【幼稚園】	区立 30 園（内 5 園休園中）	私立 11 園

○学校の適正配置

新宿区内では、年々園児・児童・生徒数が減少しています。

【中学校生徒】	最大 18,395 人（昭和 37 年）⇒3,178 人（平成 15 年 5 月現在）
【小学校児童】	最大 37,614 人（昭和 33 年）⇒8,035 人（平成 15 年 5 月現在）
【幼稚園園児】	最大 4,813 人（昭和 53 年）⇒1,198 人（平成 15 年 5 月現在）

これら児童・生徒の減少に伴う教育上の諸問題を検討するため、平成 2 年 6 月に新宿区立学校適正配置等審議会が設置され、教育委員会からの諮問事項について審議を行い、平成 4 年 7 月に答申がだされました。

◆学校適正配置等審議会 答申のあらまし（平成4年7月）

子どもの数の減少に伴い学校が小規模化し、学校教育へのマイナス面が大きくなっている状況を改善し、よりよい教育環境を実現するための「**学校の適正規模、適正配置及び学校施設のあり方等の基本的考え方**」及び「**適正配置の具体的方策**」についての答申が出されました。

【小学校について】

1学年2学級で12学級が望ましい規模だが、都心区における小学校が地域に果たす役割を考慮し、学校規模として、1学年1学級で1学級平均25人の150人程度を小規模校の存置の目安とし、これを下回る学校について統廃合を検討する。

【中学校について】

中学校は教科担任制であり、授業時間数の多い5教科について2～3人の教員配置となる12学級を適正規模とする。しかし、12学級の確保を目指した場合の影響の大きさを考慮し、当面9学級以上の確保を目途に統廃合を検討する。

【学校施設のあり方について】

「地域に開かれた学校づくり」の一環として、学校施設の有効活用を推進する。

◆学校適正配置の取組

学校適正配置は、第一次から第四次まで実施し、小学校8校を4校、中学校4校を2校に適正配置し、教育環境の整備を行いました。現在の取組状況は下記のとおりです。

○第五次・学校適正配置計画(17年4月1日統合実施)

組み合わせ	統合仮校舎の位置	統合新校の位置	統合新校の名称
戸塚第一中学校 戸山中学校	戸山中学校	戸塚第一中学校校地に新設(20年4月)	西早稲田中学校
東戸山中学校 大久保中学校	東戸山中学校	大久保中学校校地に新設(20年4月)	新宿中学校

○第六次・学校適正配置計画

四谷第三・第四及び旧四谷第一小学校3校を1校に統合し、適正配置を行います。

課題と今後の取組み

特色ある学校づくり

学校・地域の特性を生かした教育活動の展開

学校や地域の特性を生かし特色ある学校づくりを推進し、子どもたちにとって魅力ある教育活動を展開していきます。

開かれた学校づくり

地域の人たちとともに考える学校へ

学校評議員制度を活用し地域の教育力の導入を図るなど開かれた学校づくりを推進します。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度取組み
特色ある学校づくり	実施 各校の特色ある教育活動の展開	充実 学校長の裁量権を拡大し、各校の独自性の強化を図る
ティームティーチングや少人数学習指導の充実	実施	推進
小中学校のホームページの開設	実施 全校	推進
スクールコーディネイターの導入による教育活動の充実	実施準備	実施 (一部試行)
学校評議員制度 各学校が保護者や地域の方々の意見を広く聞き、地域に開かれた学校づくりを推進するために13年度に導入した。	実施 全校	推進
コンピュータ利用教育の推進	実施 全校	推進
学校選択制度	実施準備	実施 小中学校全校
外国人英語指導員の派遣	実施 全校	推進
スクールスタッフ新宿 地域学校協力体制の整備	検討	実施 各中学校区内の全区立校

3 幼児期の教育・保育環境の充実

現 状

○国における「幼児教育振興プログラム」の策定（平成 13 年 3 月）

基本的視点は

「幼児期は人間形成の基礎が培われる重要な時期である」との認識です

◆具体的施策の概要

1 幼稚園教育の振興

- ① 幼稚園の教育活動及び教育環境の充実 ② 幼稚園における子育て支援の充実
- ③ 幼稚園と小学校の連携の推進 ④ 幼稚園と保育所の連携の推進

2 幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援の充実

3 各地域における創意工夫を生かした幼児教育の展開等

○新宿区内の幼稚園

【区立幼稚園】

◆ 学校適正配置等審議会答申のあらまし（平成 4 年 7 月）

全部の小学校に幼稚園を併設するという本区の方式は、園児数の急激な減少や教育効果の面からいっても維持しがたいものになり、いくつかの幼稚園を統合してでも、集団保育を効果的にする規模を確保していくことが望ましいが、当面、統廃合については、小学校と連動して行う。

◆区立幼稚園の規模

区立幼稚園は、第二次ベビーブーム世代を抱えた昭和 53 年の 36 園 4,813 人をピークに、少子化やライフスタイルの変化に伴い減少の一途をたどり、平成 15 年 5 月 1 日現在の区立幼稚園数は 30 園（休園中 5 園を含む）で、定員 1,815 人に対し、在籍園児数は、1,198 人（定員に対する充足率 66%）となっています。

◆区立幼稚園の学級編制

区立幼稚園には小中学校のような通園区域はありませんが、就学前の集団保育を実践する観点から、学級編制を行う最低人員の基準（現在 10 人、平成 16 年度から 12 人）を設けています。

◆3 歳児保育・開かれた幼稚園事業の実施

区立幼稚園では、4・5 歳児を対象とした 2 年保育が中心ですが、25 園中 13 園で 3 歳児を含めた 3 年保育を実施しています。

また、開かれた幼稚園事業として、保育時間終了後や夏休み期間中に園庭・園舎を開放し、在園児や未就園児の遊び場や保護者同士の交流の場としています。

◆子育て相談

在園児だけでなく地域の未就園児の保護者対象に、各幼稚園で実施しています。

【私立幼稚園】

◆園数の減少

区立幼稚園同様、少子化に伴い園数は減少傾向にあります。ピーク時の昭和 30 年代前半には 34 園ありましたが、平成 15 年度現在では、11 園となっています。

◆多様なニーズに対応する保育の実施

各園の特色を活かした教育内容の充実、3 歳児保育（満 3 歳児保育実施園もあり）、預かり保育等の多様なニーズに応える保育を行っています

○「21 世紀の区立幼稚園ビジョン検討会」の実施（平成 15 年度～）

公私立幼稚園関係者・P T A・学識経験者等で構成されています。区立幼稚園の今日的課題を検討し、地域の幼児教育のセンター的役割を担う区立幼稚園像を明らかにすることを目指しています。

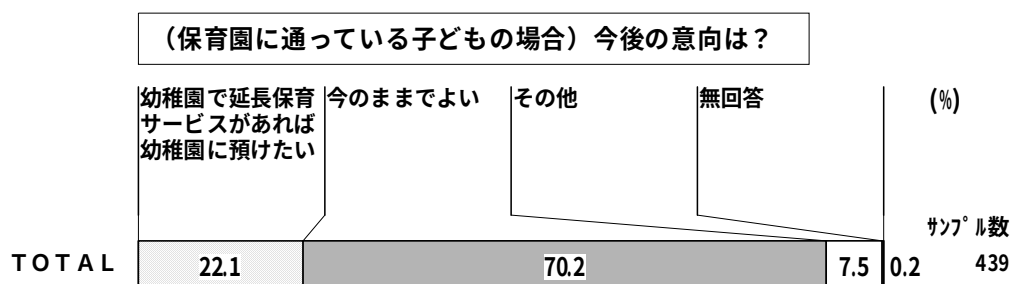
◆ビジョン実現に向けた施策・条件整備についての課題

- ① 3 歳児の教育環境整備
- ② 預かり保育
- ③（仮称）キッズデーの導入
- ④ 幼保一元化
- ⑤ 私立幼稚園との共存共栄
- ⑥ 休園から廃園へのルールづくり

「調査」結果にみる「保育園利用者の幼児教育」への需要は？

◆預かり時間等の条件があれば幼稚園に通園させたい

（保育園を利用していると答えた人の） 22.1%



※保護者の就労状況にかかわらず、
幼児期の教育への期待は大きくな
っています。

課題と今後の取組み

地域の子どもの数や需要にあった幼稚園のあり方の検討

幼稚園に求められる多様なニーズへの対応

幼稚園の休園・園児数減少に伴う園舎等の活用

保育園の待機児童の増加

公私立幼稚園がともに担う幼児教育の実現

公私立幼稚園が、それぞれの特徴を活かしながら質の向上を図っていくため、幼児教育の環境整備について検討していきます。

区立幼稚園の新たな価値の創出

ニーズが多様化する時代に即した幼稚園のあり方を検討し、幼児教育の資質の向上に努めていきます。

また、3歳児定員の枠拡大および預かり保育についても検討を進めます。

幼稚園・保育園の連携・一元化の検討

地域の乳幼児が、保護者の就労状況等にかかわらず、教育と保育を受けることができる環境をつくるため、幼稚園と保育園の連携及び一元化の検討を進めます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
幼稚園・保育園の連携・一元化 幼児の教育・保育環境の充実を図るため、幼保の連携・一元化について検討する。そのための準備として、幼稚園と保育園の交流事業の拡大・充実と合同保育が可能なモデル園の選定と合同保育に向けたカリキュラムづくりを行う。	検討	検討
幼稚園における預かり保育	実施 私立 11 園	検討
幼稚園における3歳児保育	実施 区立 13 園 私立 11 園	充実 区立の定員拡大 15 人／園→16 人／園

4 子どもたちの遊び場・居場所の充実

① 集い・遊べる公園をふやす取組みの推進

現 状

○新宿区内の公園

◆公園（区立遊び場を含む）の数・広さ

公園（区立遊び場を含む）数は 184 あり、区の面積の 6.47%、1 人あたりの公園面積は、3.99 m²です。

国民公園である新宿御苑を始め、都立戸山公園、新宿中央公園など大規模公園がありますが、多くは小規模な地域の公園です。

◆遊び場として十分活用しきれてはいない公園

乳幼児の屋外の遊び場として多くの区民に利用されている公園、バスケットゴールが設置され小学生から中学・高校生までの幅広い年齢層の子どもが体を動かして遊ぶことができる公園もありますが、遊び場としては十分な広さのない公園が多いのも現状です。

◆ホームレスが多い公園

大都市の一部に見られる特徴として、新宿区は東京都内では 2 番目にホームレスが多い地区で、公園で暮らすホームレスも多くなっています。

○「みんなで考える身近な公園の整備」事業

公園の整備・改修にあたっては、区民との協働の視点を重視し、地域性や利用者のニーズを反映して進めています。

「調査」結果にみる「遊び場」への要望は？

◆「子どもの遊び場について日頃困っていることは何ですか？」

- ・「思い切り遊ぶために十分な広さがない」（小学生保護者の 44.7%）
- ・「遊び場やその周辺環境が悪くて遊べない」（就学前 32.5%、小学生 37.6%）
- ・「不衛生である」（就学前 35.7%、小学生 23.7%）

※新宿区の公園は、やはり「広さ」と「環境整備」が課題です。

課題と今後の取組み

既存の公園の再生

安心してのびのび遊べる公園づくり

子どもたちや親子が安心して遊べる公園の実現をめざし、広く区民の意見を聞きながら既存の公園の再生を図っていきます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
新宿中央公園活性化プラン 新宿中央公園の各エリアの性格を特化して活性化する。 【ちびっこ広場】 子ども専用エリアとして安心して安全に遊べる公園として整備する。 また、プレイリーダーの育成等を進め地域住民との協働による運営をめざしていく。 【多目的運動広場】 バasketボールゴール設置	検討	整備
プレイパーク活動への支援 区内公園でのプレイパーク活動支援のためプレイリーダー謝礼の一部助成等を行う。	検討	実施 2箇所
プレイリーダー養成講座 地域の子どもの活性化リーダー養成講座の実施。	実施 1回 リーダー養成10名	実施
みんなで考える身近な公園の整備 小規模公園改修の際に住民の意見を反映するための懇談会に加え、子どもの参画を促していく。	計画・設計 1箇所	工事 1箇所

トピックス

地域の保護者等が支える「戸山公園あそび場」

「外で自由に遊びたい」「友達と約束しなくても遊べる場所があったらな・・・」「どろんこ遊びさせたい」「親だって気軽におしゃべりしたいわ」、子どもや地域の人たちのこんな思いから1998年4月に都立戸山公園内でスタートした「あそぼう会」。すべて地域の保護者や学生等を中心としたボランティアで運営されています。

「自分の責任で自由に遊ぶ」プレイパーク活動を目指して、現在は水曜日と土曜日の午後に実施。公園での遊びには一定の禁止事項もありますが、「子どもの育成」の観点から、公園管理事務所の配慮もあり、自然豊かな時代にタイムスリップしたようなダイナミックな遊びを展開しています。

② 児童館の充実

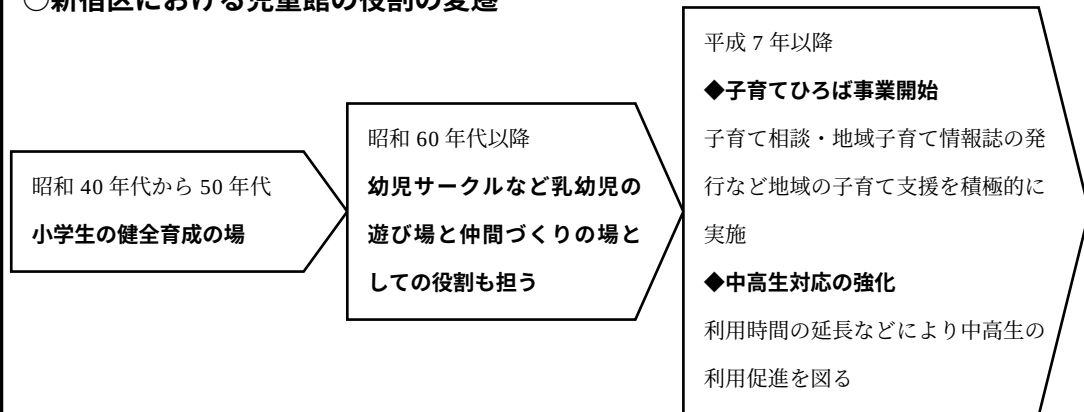
現 状

○新宿区の児童館

昭和 39 年に第 1 号の児童館がオープン。21 箇所（すべて区立）あり、すべてに学童クラブを併設しています。

保育園・ことぶき館（高齢者のいこいの場）等と併設している児童館もあります。

○新宿区における児童館の役割の変遷



○中高生にとっての魅力ある居場所とは

管理が厳しくない、飲食ができる、夜間も利用できる等の条件を備えた居場所への要望があります。しかし、このような公共施設は少ないため、結果としてコンビニエンス・ストア等集まる傾向などが指摘されています。

「調査」結果にみる「児童館」への要望は？

◆「児童館に望むことは何ですか？」（複数回答）

親の急用時などに一時的に子どもを預かる（就学前 58.4%）

子どもの体験を豊かにする行事や取り組みを行う（就学前 42.9% 小学生 58.5%）

◆子育てサービスの認知度・利用経験・利用意向

	知っている	利用したことがある	今後利用したい	経験と意向の差
就学前	93.0%	62.8%	82.3%	19.5 ポイント
小学生	95.5%	81.0%	73.7%	-7.3 ポイント

※就学前の層には、地域に密着したつどいの場として期待されていますが、高学年以上の子どもにとっては、魅力が少ない現状が現われていると考えられます。

課題と今後の取組み

0歳から18歳未満までの幅広い年齢層のニーズをとらえた対応

小規模施設の場合、限られたスペースでは、利用時間・場所のシェアを工夫しても、年齢層により異なるニーズに対し、十分に應えるのは難しい。

地域の子育て支援の拠点としての役割の高まり

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
中高生にとっての魅力ある居場所づくり	検討	実施 1箇所
幼児スペースの確保	実施 3箇所	充実 5箇所
児童センター運営協議会・こども館運営協議会	検討	設置 3箇所

特色のある運営

地域特性や利用実態を考慮した運営を進めていきます。

「こども館」への転換

地域の特性に応じ、小学生までの子どもと保護者を対象とした児童館事業と学童クラブ事業の機能を持った児童福祉施設を「こども館」として整備していきます。

整備するにあたっては既存児童館の機能変更や区立小学校の統廃合による新築・改築時等に、スペースが確保できる場合に併設するなど、地域・施設の状況に応じ検討します。

「児童センター」への転換

既存児童館の一部を地域特性に応じ「児童センター」として整備していきます。

「児童センター」には、ソーシャルワーク業務を行う担当者を配置し、子育てに関する相談や地域調整機能を強化します。

これまでの児童館と同様、乳幼児親子から中高生までを対象としますが、地域特性や施設の特徴に応じ、「中高生対応」又は「乳幼児親子利用」などの機能を強化し、特色を持った運営を行っていきます。

また、広域的な視点から「こども館」「児童館」の事業の調整を行います。

子育て支援機能の強化

乳幼児の親子の身近なつどいの場としての質の向上に努めます。

「地域で支えあう子育て」のコーディネイターとしての機能を高めていきます。

運営協議会を組織し、利用者・地域の意見を反映した運営をめざしていきます。

③ 学校を核とした子どもの居場所づくり

現 状

○学校施設の開放

◆一部施設の限定的な開放

学校は、子どもにとって最も身近な施設ですが、施設の管理運営上の必要性から、放課後、土・日曜日には、子どもが自由に出入りして遊ぶことができない現状となっています。

◆総合型地域スポーツ・文化クラブ創設に向けての動き

学校を、子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域において様々なスポーツや文化に親しむための、新たな地域のコミュニティの拠点と位置付け、区民が自主的・主体的に運営するクラブの創設を支援しています。

現在、9地区7クラブが「スポーツ交流推進委員会」を立ち上げ、区立中学校を拠点として「スポーツ交流会」を実施しています。

「調査」にみる「遊び場として期待される校庭」像は？

「自由記入」欄には、思い切り体を動かせる遊び場・ボール遊びができる遊び場・安心して遊べる場所として「校庭」を利用したいと希望する意見が多く寄せられました。

課題と今後の取組み

区立小中学校校庭の有効利用
の検討

学校・家庭・地域の連携による子どもの居場所づくり

各学校の状況に応じ、地域の協力をえながら、放課後、土・日曜日の居場所づくり事業を実施していきます。

地域のスポーツ交流会から
総合型地域スポーツ・文化ク
ラブへの脱皮

総合型地域スポーツ・文化クラブとしての運営体制 づくりへの支援

地域の教育・スポーツ振興に関わる人材の連携・ネットワークを活用し、クラブを支える体制づくりを支援するとともに、クラブの経営やクラブの情報発信・集約拠点として、学校・地域センター等の活用を進めます。

また、会員の会費・イベント等の事業収入により自立した運営が可能になるよう助言等を行っています。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
学校における子どもの居場所づくり 各中学校とその学区の小学校を1ブロックとし、ブロック毎に放課後、土・日曜日に学校施設を利用して、子どもの居場所づくりを行う。 ブロック内のスクールコーディネイター、学校長、PTA代表で構成する（仮称）子どもの居場所づくり運営委員会に委託して実施する。	検討	実施 全小中学校
総合型地域スポーツ・文化クラブの創設	スポーツ交流会実施 9地区7クラブ	スポーツ交流会実施 10地区8クラブ
学校施設（校庭・体育館・プール等）の開放	実施 全小中学校	推進 全小中学校

5 地域における子ども・親子・世代間の交流の促進

現 状

○子どもの健全育成活動等

◆区の活動

児童館ごとに、子どもや地域の状況に合わせた活動を行っています。

また、地域センターを始め区の公共施設を活用した青少年の居場所づくりも進めています。

◆様々な主体による活動

区内には、町会・自治会、地区青少年育成委員会、地域センター管理運営委員会、小学校の校庭開放委員会のほか、スポーツ関係団体や自主的なグループ等があり、独自にあるいは区との協働により活動を展開しています。

また、区内には専門学校等多くの教育的資源があります。

特に、学校五日制開始をきっかけとして、学校休業日の子どもたちの居場所・活動の機会づくりへの新たな取組みが増加しています。

○地域における世代間の交流

世代間の交流については、次のような効果があげられています。

- ・子どもが、親以外の大人との関わりから多様な価値観を学ぶ機会となる。
- ・多くの子どもたちと接することで、親が、自分の子どもの成長を理解しやすくなる。
- ・地域全体で子どもを見守る仕組みづくりへのきっかけとなる。
- ・将来子どもをもつというイメージが形成されやすい。

◆マイスター制度

高齢者が、特技や知識を、小中学校・児童館などで、ボランティアとして子どもたちに伝えたり、教えたりする活動を行う制度です。高齢者の生きがいの創出や子どもたちとの交流、地域の活性化につなげることを目指しています。

◆子ども家庭支援センター等を利用した中学生と赤ちゃんとのふれあい事業

「調査」にみる「中学生の乳幼児とのふれあい経験」の有無は？

◆「乳幼児と遊んだ経験」と「20年後の家族像」の関係を見ました。

	独身で今の 家族と一緒に 暮らしている	独立して一 人暮らしを している	結婚してい るが、子ど もはいない	結婚して、 子どもがい る	わからない	無回答	(%)	サンプ ^ル 数
たくさんある	4.3	9.2	5.6	52.2	28.3	0.4	28.7%	552
ときどきある	3.0	11.4	4.2	48.6	31.8	1.0	34.7%	667
あまりない	2.3	14.4	4.2	36.8	42.4	0.0	22.5%	432
ぜんぜんない	3.9	20.2	4.3	31.0	39.9	0.8	13.4%	258

課題と今後の取組み

世代間の交流促進

高齢者の子育て支援事業への参画促進

マイスター制度などの活用をとおして、高齢者の経験・能力を生かした子どもとのふれあい事業の実施や子育て支援活動への参画を促進していきます

赤ちゃんとのふれあいの機会の拡大

子ども家庭支援センター等乳幼児連れが多く集まる場所での中高生のボランティア活動の促進や体験学習等、ふれあいの機会づくりを進めていきます。

地域の多様な教育資源との連携

専門学校等の連携・協働事業の推進

専門学校・大学（学生を含む）、民間企業に働きかけ、子どもとの交流事業への参加を呼びかけ、協働事業を実施していきます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
マイスター制度を活用した高齢者と子どもとの交流事業 【マイスター制度】 世代間交流と地域の活性化を目的に、高齢者が特技や知識を子どもたちに伝えたり、教える活動	実施 登録人数 49人 交流事業実施回数 21回	推進
中学生と赤ちゃんの交流事業 （子ども家庭支援センターと学校の連携等で実施）	実施 回数 参加人数 24人	推進

6 図書館活動の充実

現 状

○新宿区の図書館

中央図書館 1 館と地区図書館 8 館があります。

中央図書館に児童室を、地区図書館に児童コーナーを設置しています。

○「子ども読書活動推進計画」の策定（平成 16 年 3 月）

子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境整備を進めるために、平成 19 年度までの取組みを明らかにしました。

この計画においては「図書館」を「すべての子どもへの読書に関するサービスを提供する地域に密着した読書活動の拠点」と位置づけています。また、家庭・地域、学校、関係機関との連携とともに、子どもに豊かな読書環境を提供するそれぞれの役割を明確にしています。

◆今後進める主な新しい取組み

- ・読書環境の充実（子どもホームページの開設・外国語でのお話会の実施検討）
- ・中央図書館児童室の機能充実（子ども図書館としての機能の充実・強化）
- ・学校図書館の充実（学校図書館の蔵書数・内容の充実）

「調査」結果にみる「図書館児童サービス」への期待

◆「子育て支援サービスの認知度・利用経験・利用意向について」

利用意向の高いサービス

1 位 図書館児童サービス(絵本の貸出等) (就学前 88.5% 小学生 81.4%)

2 位 児童館 (就学前 82.3% 小学生 73.7%)

※3 位は 就学前 幼稚園での未就学親子への園施設開放 56.2%

小学生 ファミリーサポート事業 29.7%

**※図書館と児童館は、他のサービスと比べて、
どの年齢の子どもの保護者にとっても利用意向
がとて高いものとなっていることがわかりま
した。**

課題と今後の取組み

本とふれあう機会づくり

子どもたちに親しまれる図書館活動

「子ども読書活動推進計画」の着実な推進

子どもたちの豊かな心を育てていくために「本と出会う機会」と子どもたちが読書に親しむ環境づくり及び図書館の利用しやすい環境づくりを進めていきます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
新宿区子ども読書活動推進会議の設置 「本と出会う機会」と子どもたちが読書に親しみやすい環境づくりを進め、子どもたちの豊かな心を育てる「子ども読書活動推進計画」の推進と進捗状況の把握等を行う	—	設置
中央図書館児童室の機能充実 「子ども図書館」として機能を強化し、図書館児童サービスの充実をめざす。	—	調査・検討
学校図書館の充実 学校図書館の蔵書数・内容の充実を図り、「総合的な学習の時間」等において、多様な教育活動を展開していく。	推進 学校図書館標準率達成率の改善	推進 学校図書館標準率達成率の改善
図書館サポーター制度 登録ボランティアにより読み聞かせ等を行う。	検討	実施 サポーター登録数
子どもホームページの開設 インターネットによる本の検索・紹介の実施	調査・検討	開設
絵本でふれあう子育て支援 保健センターの乳幼児健診時に絵本を配布し、乳幼児の親子が本に親しむきっかけづくりとする。	実施 配布件数 1465 冊	推進

目標2 利用しやすいサービスで

すべての子育て家庭をサポートします

1 きめこまやかな子育て支援サービスの充実

現 状

○新宿区の子育て支援サービス

P 9 「新宿区の子育て関連施策の現状」と巻末の事業一覧を参照してください。

○子育てサービスの利便性向上への取り組み例

◆子どもショートステイ事業の充実

平成 15 年度から、対象年齢を「2 歳まで」から「就学前まで」に拡大しました。

◆ファミリーサポート事業の充実

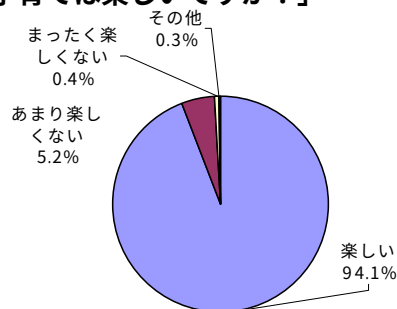
平成 15 年度から、預かりの活動ができる場所を「提供会員の自宅のみ」から「児童館の幼児室等の公共スペースも利用可」としました。

また、提供会員の年齢要件と資格を「20 歳以上の在住者」から「18 歳以上の区内在住・在学者」に拡大しました。

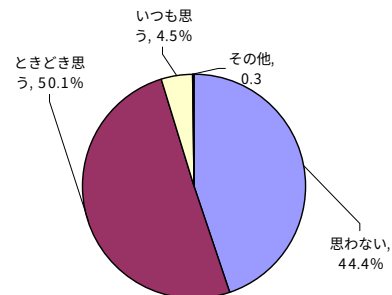
「調査」にみる子育てについての感じ方・サービスニーズは？

◆子育てに対する感じ方

「子育ては楽しいですか？」



「子育てが辛いと思うことはありますか？」



◆児童館に望むことは何ですか？（複数回答）

親の急用事などに、一時的子どもを預かる（就学前 58.4%（第1位））

◆（面接調査 77 名の回答）出産して間もない頃、誰かの手助けが欲しいと感じたことがありますか？

あった 90% なかった 9% 覚えていない 1%

◆自由記入から

- ・自分や上の子の通院や保護者会のときに預かってくれるサービスが欲しい
- ・産後や保護者の病気のときに子どもの世話と家事を支援するサービスがほしい
- ・ファミサポの利用手続きが煩雑・説明会には託児が必要
- ・児童館は午後になると大きい子が来るので安心して遊べない

課題と今後の取組み

子育て支援サービスの質の向上・システムの充実

区では、様々な子育て支援サービスを充実させてきましたが、身近な場所での実施・使いやすさ・プログラムの充実など、質の向上やシステムの改善が求められています。

相談の場・つどいの場などの一層の充実

子ども関連施設の改築・改修時等には、乳幼児連れの親子が安心して遊べるスペースを確保していきます。

既存のサービスについて乳幼児連れの親子が利用しやすいような工夫をしていきます。

利用システム等の改善

利用者の意見を反映しながら、PRや利用方法の見直しを進めていきます。

支援を必要としていながらサービスにつがっていない親子への支援

家庭内で孤立し、深刻な問題を抱えている可能性のある親子への支援が求められています。

潜在ニーズへのアプローチ

「相談やつどいの場を用意して待つ」サービスだけでなく、隠れたニーズを発見するための取組みも充実させていきます。

乳幼児の健康診断や予防接種、保健師の新生児訪問、幼稚園・学校・保育園・学童クラブなど、子どもと家庭への接点をもつ様々な機会を利用した働きかけを、一層重視していきます。

適切な対応が行えるよう、引き続き職務についての専門性を高めるとともに、職員の資質の向上を図っていきます。

施設型サービスでは解決できないニーズへの対応

派遣型・非定形型の子育て支援サービスの検討

産後や保護者の病気時にヘルパー等を派遣して、育児・家事の軽減を図る制度を検討します。

シルバー人材センターや社会福祉協議会の在宅サービスとの連携を進めます。

トピックス

社会福祉協議会ので家事援助サービスで

妊産婦に対するサービスの試行が始まります

平成16年4月から、試行的に区民の方による支えあい活動である家事援助サービスの対象に妊産婦（産前産後4ヶ月程度）を加わります。

利用料金は1時間750円・月会費1000円です。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
地域子育て支援事業（子ども家庭支援センター事業を含む）	実施 2箇所	充実 3箇所
子育てひろば事業	実施 10箇所	推進 10箇所
親と子の相談室 保健センターにおいて、専門医師・カウンセラー・看護師により、育児不安等主に乳児の親が抱える心の問題についての相談を受ける。	実施 1回／月 相談 43 件	推進
育児支援家庭訪問事業	—	検討
子どもショートステイ 保護者が一時的に家庭で子どもの養育ができない場合に、短期的に児童施設等で預かり、子どもの福祉の向上を図る。	実施 区内乳児院 1 所 （未就学児対象） 3 人／日	推進
一時保育 保育園に専用室を設置し、在宅で子育てしている家庭の一時的な保育ニーズに応える。	実施 定員 10 人 1 園	充実 定員 20 人 2 園
一時預かり事業	—	検討
保育園での 1 日保育体験事業 在宅で子育てしている保護者と子どもが保育園の生活を体験することにより子育ての不安解消を図る。	実施 私立 1 園	推進 私立 1 園 区立検討
ファミリーサポート事業 区民の相互援助活動を組織し、アドバイザーが、援助会員と利用会員のコーディネートを行うことにより、仕事と育児の両立支援、及び在宅子育て家庭の一時的な保育援助を行う。	実施 12 年度設置 【平成 14 年度実績】 会員数 1,154 人 提供会員 936 人 利用会員 218 人 利用件数 8,275 件	推進 子ども家庭支援センターにおいて一部コーディネート開始
保育園・母子生活支援施設におけるサービス評価の実施	実施 区立保育園 6 園 母子生活支援施設 1 所	推進 区立保育園 6 園
地域に開かれた幼稚園（園舎開放・子育て相談）	実施 子育て相談 24 園 園舎開放 8 園	充実 子育て相談全園 園舎開放 13 園

2 子育て支援サービスの総合的な展開

① 総合的な連携による効果的な次世代育成支援の実現

現 状

調査結果にみる総合的な相談窓口への要望は？

◆「子育てに関する相談ではどのような相談方法が必要だと思いますか？」（複数回答）

子育て支援サービスを総合的に紹介してくれるサービス
（就学前 46.3%（第2位）、小学生 46.5%（第1位））

※就学前・小学生ともサービスの総合的な情報提供が求められています。

課題と今後の取組み

相談窓口に関する課題への対応

身近なところで気軽に相談できる多くの窓口があることは、メリットである一方で、相談内容に相応しい相談先がわかりにくいという面を持っています。また、各機関の特徴や専門性を生かしきれない場合もあります。

子育て支援サービスの利用に関する課題への対応

複数サービスを組み合わせる場合に、同じ説明の繰り返し、提出書類の重複等、手続きの煩雑さを生んでいます。

類似サービスでも制度により、利用条件が違うことも多いため、わかりやすい説明が求められています。

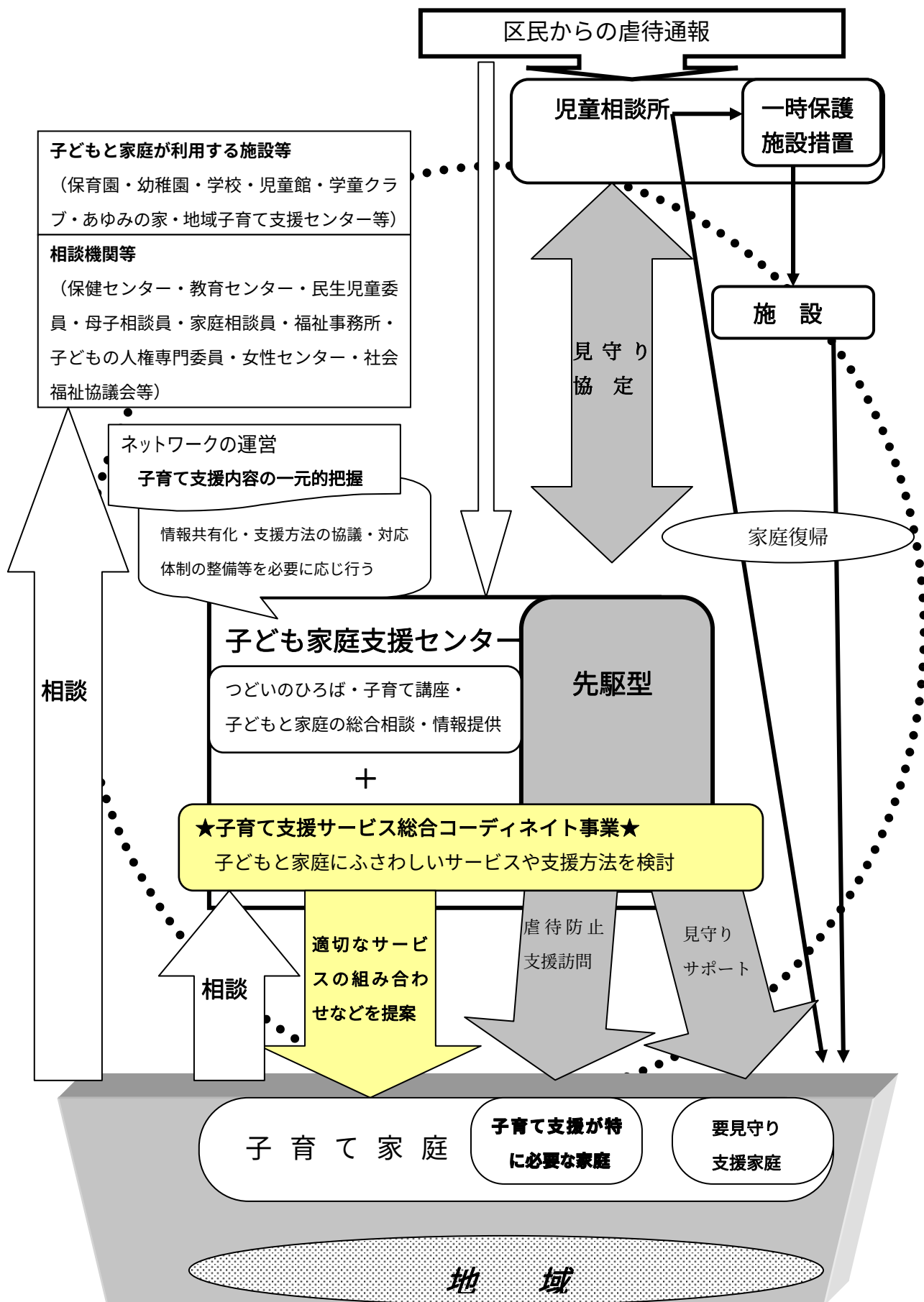
サービスの総合的なコーディネート

子育て支援サービスの総合コーディネート事業について検討していきます。

子ども・子育て支援関連組織の連携・統合

子ども虐待防止連絡会・不登校0をめざす子ども学校サポートネットワーク・発達支援関係機関連絡会など主に行政機関で構成する子ども・子育て支援関連の連絡会等の連携・統合について検討していきます。

地域における子どもと家庭の支援体制イメージ



主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
子育て支援サービス総合コーディネート事業 多様な子育てサービス情報を把握し、情報提供、 ケースマネジメント、利用の援助等を行う（子ども家庭支援センターの機能の拡充）	—	検討
（仮称）子ども家庭サポートネット 子どもや家庭の問題を考え解決するために設置された既存の関係機関連絡会で、目的・構成員等に重複が多い組織の連携・統合化を図る	—	検討
青少年問題協議会	実施 1回／年 委員数 37名	充実 2回／年 委員数 37名

② 利用者に届く情報発信

現 状

○新宿区の子育て支援情報提供方法

◆区サービスの総合的な情報提供

「広報しんじゅく」（新聞折込・各施設での配布）「新宿区ホームページ」「私の便利帳」「24 時間音声・ファックスガイド」

◆個別の情報冊子等での情報提供

母と子の保健バッグ（母子健康手帳交付時に配付）・子育てサービスガイド（児童館・保健センター等で配布）

◆施設等による情報誌の発行

児童館の「毎月のおしらせ」と「のびのび通信」、「地域センターだより」「保健センターだより」（各施設で配布・掲示、町会・自治会ルートでの回覧）等

◆「新宿子どもセンター」への編集委託による体験活動の情報提供

「あ・そ・ま・な」を 児童館・地域センター・郵便局等で配布

「調査」(区民意識調査(平成 15 年 10 月))に見る区民への情報提供手段の利用度は？

◆「広報をどこで入手していますか？」

新聞折り込み 69.4% 入手していない 16.2%

◆「広報をどの程度読んでいますか？」

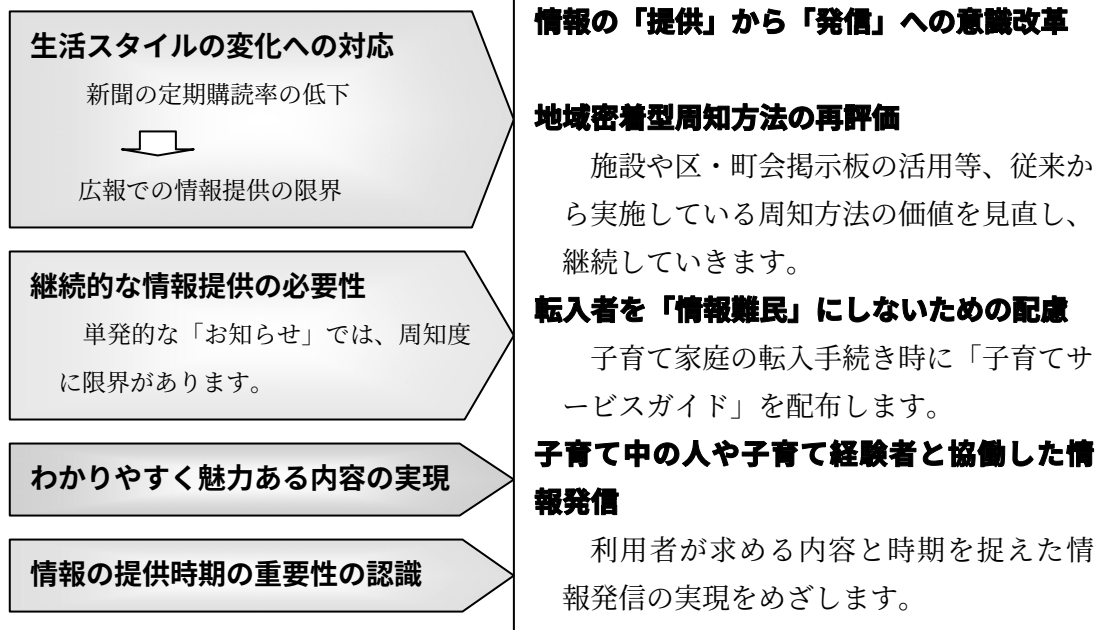
ほとんど読まない（入手していない） 21.7%

◆「区のホームページを見たことがありますか？」

（パソコン所持者（全体の 53.4%）中） ある 19.3% ない 70.9%

【比較参考】パソコン所持者のインターネット利用経験 91.8%

課題と今後の取組み



主な事業

事業名	15年度現況	16年度取組み
区民とつくる子育て情報局 区民の子育てグループと区が協働し、地域の子育てに関する総合的なWebサイトをつくり、わかりやすい子育て情報の発信をめざす。	—	検討・実施
「子育てサービスガイド」の発行 子育て支援に関する相談やサービスをまとめた冊子の作成。	実施 発行部数 5,000／年 設置箇所・配布窓口 87 箇所	充実 子育て中の転入者に対する手渡し配布を開始する

3 親と子の健康づくり

現 状

○新宿区の母子保健事業

母子健康手帳の交付に始まり、両親学級・育児学級・乳幼児の健康診査・保健師による新生児訪問など、妊娠から出産・乳児期の母子の心身の健康をサポートする、専門的かつ重要な役割を担っています。

新宿区では、4箇所の保健センターが、地区を分けて担当しています。

○健診時を利用した保護者への働きかけ

◆家庭内における事故防止の啓発（乳幼児事故防止のためのパンフレットの配布）

◆「親と子の相談室」の実施

子どもの健康・発達状況だけでなく保護者の心理状態の把握とフォローを行っています。

◆絵本とふれあうきっかけづくり

健診待合室に絵本コーナーを設置する、3～4か月児健診時に絵本を配布（絵本を介して親子がふれあう子育て支援事業）するなど絵本に親しむきっかけづくりを行っています。

◆育児グループづくり

母親学級・両親学級、乳児健診時を利用して、同じ年齢の子どもをもつ親同士の仲間づくりへのはたらきかけを行っています。

○保健センターと他機関の連携

◆発達支援関係機関連絡会（障害児への支援）への参加

◆子ども虐待防止連絡会への参加

◆児童館幼児サークルとの連携

保健センターごとに地域の特徴を生かして実施しています。

【連携例】

・保健センターの育児グループは0歳児から1歳児対象、児童館の幼児サークルは2歳児以上対象と、各々の特徴を生かし対象年齢別に事業を実施しています。

・児童館と保健センターが協力し、保健師が児童館の幼児サークルにおいて相談等を担当しています。

○「健康づくり行動計画」の策定（平成 15 年 3 月）

母子保健から青少年、成人までを対象とした、平成 15 年から 19 年までの計画です。

国の「健康日本 21」と「健やか親子 21」を包括するもので、母子保健・学校保健関連部分は、本計画の一部と位置付けます

◆【基本目標 3】「親と子の健康づくりの推進」

「親と子の健康づくり」

基本目標

指標名	現状値	21年度の目標値
健康的な生活習慣 をもつ子どもの増加 ※小学4年生及び6年生の平均	H13:学校アンケート 16.4%	28%以上
子育てに困難を 感じる親の減少 ① 3～4か月児の親 ② 1歳6か月児の親 ③ 3歳児の親 ④ 5歳児の親	H13:母子アンケート ① 25.1% ② 41.1% ③ 34.7% H13:保育園等アンケート ④ 69.4%	すべて減少させる

学齢期及び思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

No	指標名	現状値	21年度の目標値
42	薬物乱用の有害性を知っている児童・生徒の増加 ① 小学生(6年) ② 中学生(3年)	H13:学校アンケート ① 82.4% ② 87.8%	① 100%に近づける ② 100%に近づける
43	性感染症を知っている 中学生の増加 ※ 中学生(3年)	H13:学校アンケート 23.0%	60%以上
44	カウンセリング機能を持つ中学校の増加	H13:学校教育実績 100%	現状を維持する
45	悩みごとなどがある時に 相談する相手がいない 児童・生徒の減少 ① 小学生(6年) ② 中学生(3年)	H13:学校アンケート ① 14.6% ② 15.5%	① 8.5%以下 ② 9%以下

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

№	指標名	現状値	21年度の目標値
46	妊娠・出産に 満足している人の増加	H13:母子アンケート 83.1%	増加させる
47	母性健康管理指導 連絡カードを知って いる妊婦の増加	H13:母子アンケート 15.5%	75%
48	妊娠11週以内での 妊娠届出率の増加	H13:事業実績 64.6%	増加させる

小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

№	指標名	現状値	21年度の目標値
49	妊娠・育児中(母親) の喫煙率の減少 ① 妊娠中 ② 育児中	H13:母子アンケート ① 11.3% ② 13.0%	減少させる
50	妊娠中の飲酒率の減少	H13:事業実績 33.7%	減少させる
51	事故防止対策を実施 している家庭の増加 ① 1歳6か月児 ② 3歳児 ③ 5歳児	H13:母子アンケート ① 76.0% ② 63.5% H13:保育園等アンケート ③ 50.6%	すべて増加させる
52	事故を経験したこと のある乳幼児の減少 ① 1歳6か月児 ② 3歳児	H13:母子アンケート ① 15.3% ② 30.2%	すべて減少させる
53	かかりつけ小児科医 を持つ家庭の増加 ① 1歳6か月児 ② 3歳児 ③ 5歳児	H13:母子アンケート ① 81.5% ② 78.4% H13:保育園等アンケート ③ 81.8%	すべて増加させる

子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

No	指標名	現状値	21年度の目標値
54	育児について相談 相手がいる親の増加 ① 3～4か月児 ② 5歳児	H13:母子アンケート ① 94.1% H13:保育園等アンケート ② 88.8%	すべて増加傾向へ
55	育児を分担して いる家庭の増加 ① 3～4か月児 ② 1歳6か月児 ③ 3歳児 ④ 5歳児	H13:母子アンケート ① 85.9% ② 67.1% ③ 78.4% H13:保育園等アンケート ④ 72.1%	すべて増加傾向へ
56	子どもとよく遊ぶ 父親の増加 ① 3～4か月児 ② 1歳6か月児 ③ 3歳児	H13:母子アンケート ① 56.7% ② 52.1% ③ 53.9%	すべて増加傾向へ
57	乳幼児の健康診査に 満足している人の増加 ① 3～4か月児 ② 1歳6か月児 ③ 3歳児	H13:母子アンケート ① 82.0% ② 89.0% ③ 68.0%	すべて増加傾向へ

「歯の健康づくり（乳幼児・学齢期）」

適正な歯科保健行動の定着

むし歯予防の推進

No	指標名	現状値	21年度の目標値
58	むし歯にかかったことがない子どもの増加 乳歯 ① 3歳 ② 5歳 永久歯 ③ 小学生(4年) ④ 中学生(1年)	H13:幼児歯科健診 ① 77.2% H13:保育園等歯科健診 ② 57.1% H13:学校歯科健診 ③ 66.0% ④ 41.5%	① 94%以上 ② 73%以上 ③ 78%以上 ④ 53%以上
59	甘味食品や甘味飲料をほぼ毎日飲食する子どもの減少 ① 3歳 ② 5歳 ③ 小学生(4・6年)	H13:母子アンケート ① 39.2% H13:保育園等アンケート ② 52.8% H13:学校アンケート ③ 21.2%	すべて減少させる
60	フッ化物配合歯磨剤を使用している子どもの増加 ① 3歳 ② 5歳 ③ 小学生(4・6年) ④ 中学生(3年)	H13:母子アンケート ① 36.6% H13:保育園等アンケート ② 55.5% H13:学校アンケート ③ 25.3% ④ 25.7%	① 55%以上 ② 68%以上 ③ 90%以上 ④ 90%以上
61	歯肉に炎症が認められる人の減少 ※ 中学生(1年)	H13:学校歯科健診 21.7%	13%以下
62	1日1回は丁寧に時間をかけて歯を磨く子どもの増加 ※ 中学生(1年)	今後教育委員会と協力して把握する。 ベースラインなし	増加させる
63	かかりつけ歯科医を持つ子どもの増加 ① 5歳 ② 小学生(4・6年) ③ 中学生(3年)	H13:保育園等アンケート ① 75.5% H13:学校アンケート ② 69.3% ③ 66.6%	すべて増加させる

「調査」結果にみる「保健センター」への要望は？

◆「子育てに関する相談や情報提供で利用したいところはどこですか？」（複数回答）

保健所・保健センター 就学前 40.6%（0歳児 55.7%、1歳児 51.7%）

小学生 16.1%

**※就学前児童では、年齢が下がるほど
利用意向が高くなっています。**

課題と今後の取組

「健康づくり行動計画」の着実な
推進

各機関との実効性のある連携

親と子の健康づくり活動の充実

子育て家庭の主体的な健康づくりの実践
を支援していきます。

福祉・教育分野での取組みに対し、専門的
な知識・経験を生かした連携を行うことによ
り各事業の効果を高めていきます。

事業名	15年度現況	16年度の取組み
母親・両親・育児学級等の開催	実施 47回 参加人数 母親学級 1,145人 両親学級 351人	推進
新生児訪問指導	実施 訪問件数 678人	推進
ぜん息予防アレルギー相談 ぜん息やアトピー症状等について、専門医 師が診察・相談に応じるほか、栄養相談、住 環境相談等を行い、疾病の予防と健康の回復 を図る。	実施 16回 相談件数 158人	推進
家庭における乳幼児事故防止対策事業 母子保健事業時に事故防止に関する情報提 供を行う。	実施	推進

4 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

① 障害児等と家庭への支援

現 状

○新宿区の障害児等への発達支援体制

P37 障害児等への発達支援事業一覧

課題と今後の取組み

発達相談の重要性の高まり

学習障害、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症、アスペルガー症候群、その他比較的軽度の発達障害や発達リスクのある子どもについての相談や、発達上の問題の発見が増加

わかりやすい相談のシステムの必要性

相談のしにくさは、必要な支援の遅れにつながる。

親が子どもの発達状況や障害を受容し、必要な療育を受けながら子育てしていけるような、親への支援も重要

各機関の連携強化の必要性

発達支援は、子どもの状況により、より専門的な判断とその後の療育、保護者支援が重要

障害児等の親に対する支援

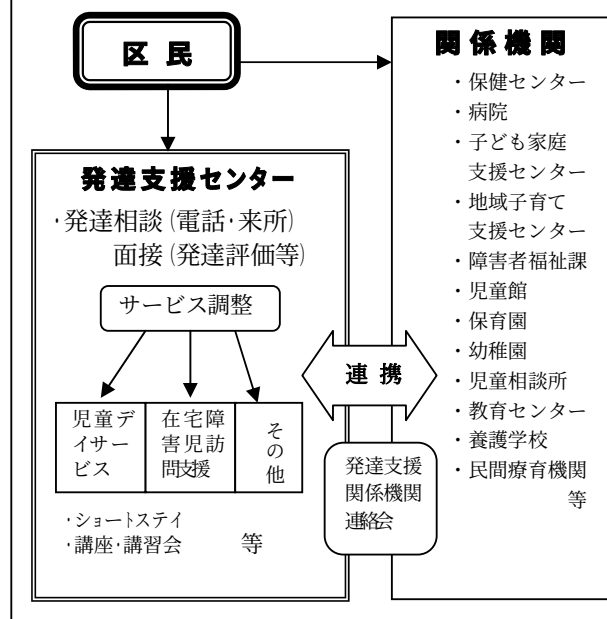
障害児等をもつ親の社会参加及び就労支援充実の必要性

重度障害児の養育環境の整備と居場所づくり

障害児等への発達支援体制の整備

子どもと保護者が療育やサービスを利用しながら豊かに生きていけるよう、児童期全体の発達に関する総合的な相談と支援を行う（仮称）「発達支援センター事業」をあゆみの家で実施する方向で検討していきます。

（仮称）発達支援センターイメージ図



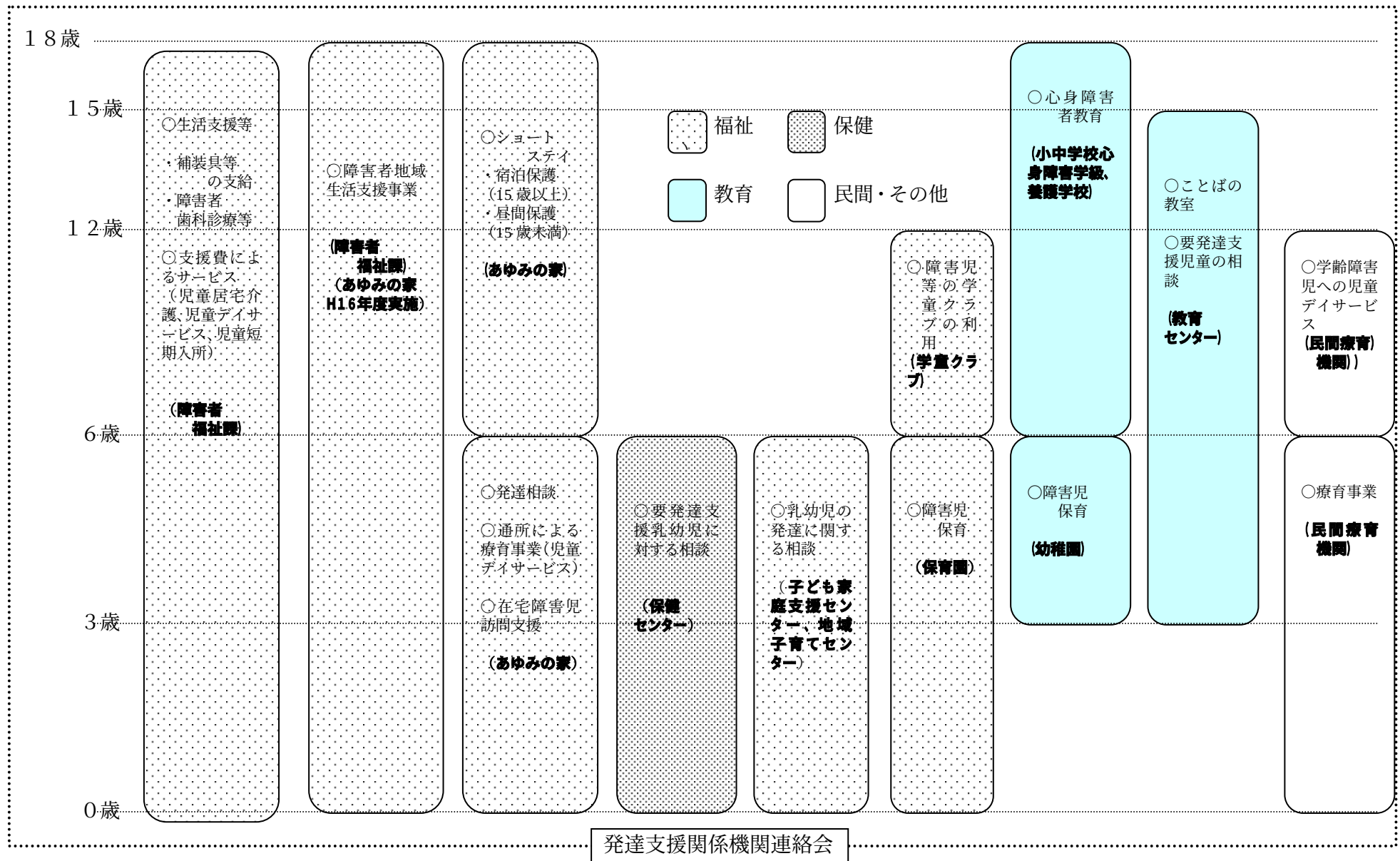
障害児保育の充実

保育園での受け入れについて、子どもと家庭の状況を総合的に勘案して行う方向で検討を進めます。

支援費制度サービス創出への支援

社会福祉法人や民間事業者の、障害児が利用できるサービスへの参入を促進していきます。

障害児等への発達支援事業一覧



心身障害教育から特別支援教育へ

近年の社会状況の変化や児童・生徒の障害の重度化や多様性、小中学校の通常学級に在籍する学習障害や注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒への対応等、障害のある児童・生徒の教育をめぐる状況が大きく変化



学校教育全体に求められる大きな改善や整備

特別支援教育に向けての検討

多様な障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に向け、国や都の動向を視野に入れながら、区の心身障害学級の設置状況や施設整備等の実績を踏まえて検討します。

検討にあたっては、小中学校、養護学校等の教育体制の改善・整備について、これまでの新宿区の心身障害教育の成果と役割を継承しつつ進めていきます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
保健センターでの支援 要発達支援乳幼児に対する相談	実施	推進
あゆみの家での支援 相談・児童（未就学児）デイサービス・ショートステイ・在宅障害児訪問事業	実施	推進
保育園での支援 障害児保育の実施	実施 2人／園（全園） 登録28人・18園	推進 2人／園（全園）
幼稚園での支援 障害児保育の実施	実施	推進
学童クラブでの支援 障害児（6年生まで）への対応	実施 14年度登録22人 （公立21）	推進 22箇所 （公立21・民間1）
学校教育における支援 心身障害教育の実施	実施	推進
教育センターでの支援 相談・ことばの教室の実施	実施	推進
発達支援連絡会 発達支援に係わる機関の相互連携を図ることを目的にあゆみの家が主催して設置。	実施 連携機関数22 実施3回	推進
（仮）発達支援センター事業 あゆみの家が発達相談や発達支援に関する各種事業を行いながら、各関係機関の連携・調整等の中心的な役割を担い、総合的な発達支援体制をつくる。	—	検討

② ひとり親家庭への支援

現 状

○増加傾向にあるひとり親家庭

離婚率の増加等により全国的に増加傾向にありますが、新宿区ではそれを上回る傾向にあります。

○母子及び寡婦福祉法の改正（平成15年）

経済的困難度が高い傾向にある母子家庭への支援に対する考え方を、手当制度（児童扶養手当）から就労支援を柱とした「総合的な自立支援策の展開」へと転換しました。

○新宿区のひとり親支援体制

◆母子自立支援員の活動

2名の自立支援員が、母子だけでなく、広くひとり親に対し、きめ細かな相談や家庭生活上のケアやアドバイスを行っています。

母子家庭への緊急対応には、子どもショートステイや母子緊急一時保護施設を活用して支援しています。

父子家庭は、家事や保育の困難度の高さが問題となる場合が多く、家事援助サービスや子どもショートステイ、学童クラブのサービスを組み合わせながら、円滑に生活ができるような支援を行っています。

◆各事業におけるひとり親支援

保育・学童クラブ事業では、それぞれ利用資格の判定指数への上乗せを行っています。また、ショートステイ事業では、所得により利用料の減免を行っています。

課題と今後の取組み

母子家庭への支援の充実

母子家庭の就労支援策の検討

父子家庭への支援の充実

家事・保育等についての適切なサービスにつなげるコーディネート機能の充実

他機関と連携した活動の充実

父子家庭支援も含めた相談活動を充実していきます。

母子家庭の就労支援策の検討

母子家庭の職業訓練のための支援制度を検討していきます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
母子家庭自立支援員の活動	実施 相談件数	推進
自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援するために指定教育訓練講座の修了者に対して経費の4割を補助する。	—	検討

③ 外国人家庭への支援

現 状

○新宿区の外国人の居住状況と保育園の利用状況

◆居住者の約1割が外国人。

平成16年1月1日現在の外国人登録人口は29,143人。7割以上がアジア系です。

◆認可保育園に在籍する外国籍児童の状況

6～7%が外国籍。内8～9割がアジア系という傾向が続いています。

○外国人へのサービス

◆外国語での案内書作成などのコミュニケーション支援

◆学校教育における取組み

- ・国際理解教育の実施
- ・転入外国人への「日本語適応指導」
- ・「家庭への文書」「日本の学校生活」の英語、ハングル、中国語版の発行
- ・大学院生等による日本語教育ボランティア

「新宿区における外国籍住民との共生に関する調査報告書
(平成16年3月)」に見る「子育ての心配ごと」は？

◆子どもに関する心配ごと

進学に関すること 20.2% 日本語が十分にできない 14.4%

◆自分自身に関すること

日本語が十分にできない 24.9% 保育料や教育費の負担が大きい 24.9%

課題と今後の取組み

多言語・多文化をもつ外国人家庭の子ども
の保育・教育上の課題への対応

- ・文化（生活習慣や宗教）の違いから生じるトラブル
- ・病気やけがなどの緊急対応の難しさ

外国人へのコミュニケーション支援

地域における国際理解促進のための交流の
機会づくり

区の関係機関・ボランティア・NPOと
連携した取組みを進めます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
外国籍住民向け生活情報誌の作成	検討	実施
日本語適応指導 外国人児童・生徒に対し当該校で短期集中して日本語や学校生活に関する適応指導を行う。	実施 14年度実績 小学校 6カ国 55人 中学校 5カ国 18人	推進

④ 虐待予防及び被虐待児と家庭への支援

現 状

○新宿区子ども虐待予防体制

◆乳幼児と保護者のつどいの場・相談窓口の充実

子ども家庭支援センターや地域子育て支援センター、児童館のひろば事業等の「つどいの場づくり」

◆子ども虐待防止連絡会の設置

◆子ども虐待防止ネットワークマニュアルの作成

◆関係機関職員の研修の実施

課題と今後の取組み

関係機関による地域の見守りの
必要性

児童相談所との連携を強化した実効性のあるネットワークづくりの推進

- ・一時保護・施設措置等から家庭に帰った被虐待児童への見守り
- ・保護には至らないが子どもの養育にサポートが必要な家庭への見守り
- ・虐待等のおそれがある子どもと家庭に対応する職員や民生・児童委員等への支援

等について関係機関が連携して進めていきます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度取組み
子ども家庭支援センターを中心とした児童相談所との連携による虐待予防体制の強化	従来型子ども家庭支援センターとしての取組み	先駆型子ども家庭支援センターへの移行検討
子ども虐待防止連絡会の実施	実施 (14年度設置) 虐待防止マニュアル作成 講演会 1回 研修 3回	実施 啓発パンフレット作成 シンポジウム 1回

5 経済的な支援

現 状

○国における支援

◆児童手当の支給対象の拡大（予定）

平成16年4月より「就学前まで」から「小学校3年生まで」に拡大するための法案が国会で審議中です。

◆年金制度改革における次世代育成支援の拡充案

- ・育児休業中の厚生年金の保険料負担の免除期間を「1歳になるまで」から「3歳になるまで」に延長する。
- ・勤務時間の短縮等により、給料等が減ったときも年金額計算上は子どもが3歳になるまでは、減る前の額で計算する優遇措置を設ける。

○新宿区の支援事業

◆各種助成事業の実施

乳幼児医療費助成（所得制限なし）・ひとり親家庭医療助成・私立幼稚園保護者への補助・ファミリー世帯等への家賃補助・奨学金制度による支援等、様々なニーズに対応した支援を実施しています。

「調査」結果にみる「経済的支援」に対する要望は？

◆「子育て支援事業に望むことは何ですか？」（複数回答）

児童手当の拡充、税金の軽減などの経済的支援（就学前 72.7% 小学生 64.6%）

◆自由記入から

手当・医療・住宅・教育等各分野における経済的支援を要望する意見が多くありました。

課題と今後の取組み

経済的支援の要望に対する対応

国・都に対する要望の継続

手当制度等の経済的支援は基本的に国制度として検討していくべきものとの考えに基づき、要望していきます。

すべての子育て家庭を視野に入れたサービスの充実

子育て支援サービス全体のコスト配分及びサービス利用者の「受益と負担」の状況を踏まえ、より効果的な子育て支援サービスの実現に向け検討を進めます。

保育サービス利用者と在宅で子育てしている家庭への公的支援の不均衡等への対応

主な事業

事業名	15年度現況 (14年度実績)	16年度の取組み
児童手当	実施 4,884 人	推進
児童育成手当	実施 1,904 人	推進
児童扶養手当	実施 1,330 人	推進
特別児童扶養手当	実施 132 人	推進
乳幼児医療費助成	実施 認定者数 11,602 人 助成件数 190,071 件	推進
ひとり親家庭医療助成	実施 受給世帯数 1,328 人 受給者人員 3,084 人	推進
就学援助	実施 小学校 1,551 人 中学校 761 人	推進
私立幼稚園保護者への補助	実施 延べ人員 6,168 人	推進

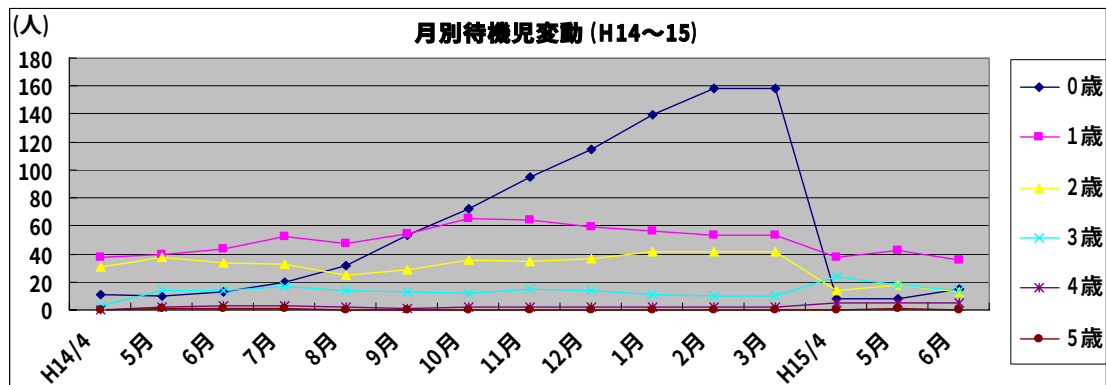
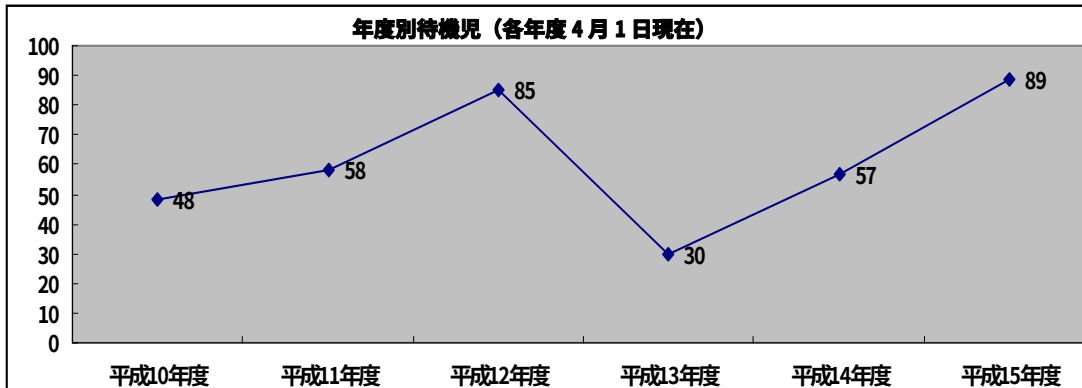
目標3 子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを進めます

1 多様な保育サービスの展開

① 保育園・認可外保育施設の充実

現 状

○新宿区の保育サービス（P9～P10）「新宿区の子育て関連施策の状況(1)保育所(2)認可外保育施設」を参照してください。



○待機児童の解消策の推進（平成15年9月発表）

平成19年度までに年度当初の待機児童を解消することをめざしています。

◆認可保育園1園の建替えによる定員の拡充

◆各園の定員の見直し及び弾力的運用

◆入所会議の改善と迅速化

◆認可外保育施設（認証保育所・保育室・家庭福祉員）の活用

○保育園の運営形態の多様化による保育サービスの充実の推進

◆公設民営保育園の開設

公設公営保育園の建替え後、運営方法の見直しを行いました。定員の拡大、4 時間延長保育、専用室を確保した一時保育、休日保育を実施しています。

◆民設民営保育園の開設（平成 16 年度から）

公立保育園 2 園を廃止し統合するかたちで、小学校跡地に介護老人保健施設と併設の私立保育園を誘致しました。定員の拡大、4 時間延長保育、専用室を確保した一時保育、休日保育、病後児保育（区内 2 箇所目・同所内にある「小児科医院と連携した病後児保育」としては初）、地域子育て支援事業を実施します。

「調査」結果にみる「保育」需要は？

◆自由記入より

待機児童解消・延長保育・病後児保育等への要望が多くみられました。

課題と今後の取組み

待機児童への対応

年度当初は、地域や年齢によっては定員に空がありますが、年齢または地域ごとの需要の不均衡により待機児童が生じています。

年度途中には、どの地域・年齢でも定員に空がなくなってきます。その年に生まれた子どもの申し込みがあり、年度末に向けては特に 0 歳児の待機が増えてきます。

待機児童解消策（平成 15 年 9 月決定）の着実な推進

認可外保育施設等（認証保育所・保育室・家庭福祉員制度）への支援の充実

年度途中で発生する保育需要、保育所の入所要件にあわない保育需要に対応可能なサービスとして、保育所を補完するものと位置付け、支援していきます。

保育園施設保全計画の必要性

多様化する保育ニーズ

多様なニーズに対応する保育サービスの展開

30 年代・40 年代に建設され老朽化が進む保育園施設の計画的な改築にあわせ、改築後の多様な主体による運営や幼保一元化などについて検討し、定員の拡大・多様な保育需要への対応を進めていきます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組
通常保育の充実	実施 定員 3,376 人 39 箇所	充実 総定員 3,441 人 38 箇所
延長保育	実施 総定員 450 人 15 箇所	充実 総定員 470 人 15 箇所
年末保育	実施 15 年度実績 76 人 5 箇所	充実 総定員 440 人 6 箇所
産休・育休明け入園予約事業	実施 総定員 10 人 3 箇所	充実 総定員 17 人 4 箇所
休日保育	実施 定員 50 人 1 箇所	充実 定員 70 人 2 箇所
病後時保育	実施 総定員 4 人 1 箇所	充実 定員 8 人 2 箇所
夜間保育所	実施 定員 60 人 1 箇所	推進
家庭福祉員制度	実施 定員 12 人 4 人	推進
保育室利用	実施 4 箇所	推進
認証保育所利用	実施 3 箇所	充実 4 箇所

トピックス

認可保育園での 24 時間保育がはじまります

新宿区では、平成 16 年度から社会福祉法人が運営する認可保育園が、24 時間保育を開始します。

これまでは夜間保育園として、午前 11 時から午後 10 時までの基本保育時間の前 5 時間、夜 6 時間の 11 時間延長を実施していましたが、24 時間保育は、この時間を 2 時間延長するものです。

② 学童クラブの充実

現 状

○新宿区の学童クラブ

◆すべて区立児童館内で実施してきた学童クラブ

- ・利用資格のある子どもはすべて受け入れをしています。
- ・利用時間は、放課後（区立小学校長期休業中は9時から）6時までです。

◆登録児童数は増加傾向

子どもの数の減少にもかかわらず、学童クラブ児童は増加しています。

◆児童館内学童クラブの特徴

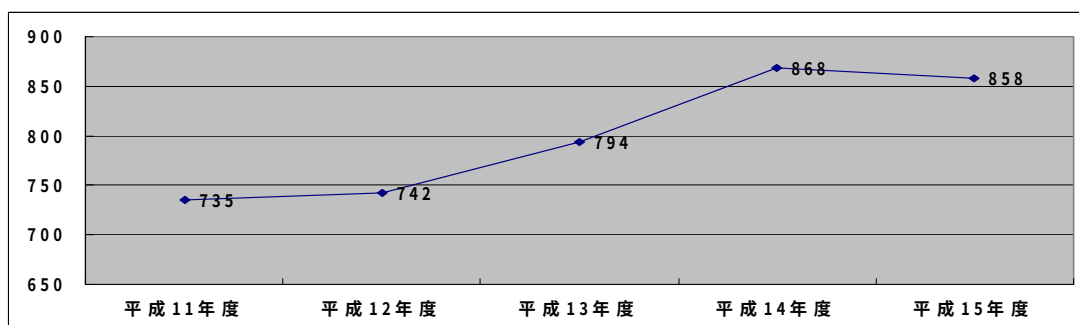
【長所】・児童館施設の利用や行事への参加等による活動の多様化

- ・学童クラブを利用する子どもと利用していない子どもとの日常的な交流
- ・学童クラブを終了した4年生以降（障害児童の場合は中学生1年生以降）も、児童館で過ごせること

【短所】・児童館の場所により、学校・自宅との間の移動距離が長くなることによる子どもの負担と安全面での不安

- ・最近の子どもを狙った犯罪の増加による登下館中の安全面の不安

○学童クラブ登録数の推移



○児童館・学童クラブの児童指導業務の民間事業者への委託開始

平成16年度より、榎町児童センター・早稲田南町こども館・西新宿こども館の児童指導業務を委託し、学童クラブの延長利用を夕方は午後7時まで、また学校長期休業期間中及び土・日・祝日の朝は午前8時から実施します。

事業者の選定にあたっては、各事業者が、学童クラブ利用児童を含めた区民に対する公開プレゼンテーションを行い、そこで実施したアンケートを参考としました。

課題と今後の取組

施設規模と学童クラブ児童数の乖離への対応

登下館の安全面についての不安の解消

多様なニーズへの対応
時間延長や休日利用など

学校内設置の検討

「学童クラブ」事業を行う「こども館」（主に小学生までの子どもを対象とした児童館）を学校内に併設することは、施設の利用・子どもの利便性、安全性の観点から有効であることから、区立小学校の統廃合による新築・改築時等で、校内にスペースが確保できる場合には併設を検討していきます。

施設の状況によっては単独学童クラブの設置も検討します。

多様な主体による運営

多様な運営主体によるサービスの拡充を促進し、民間学童クラブに対しては助成を行っていきます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
学童クラブ事業の充実	実施 定員 885 人 21 箇所（区立 21）	充実 定員 905 人 22 箇所（区立 21・民間 1）
時間延長・休日利用の実施	検討	実施 時間延長 4 箇所 休日 3 箇所
民間学童クラブ運営費等助成	検討	実施 助成 1 箇所

トピックス

多様な学童クラブが誕生します

延長保育・夜間保育を利用している多様な形態で就労している子育て家庭の子どもの小学校入学後の放課後生活のニーズに応えるため、社会福祉法人による民間学童クラブが始まります。

区は、民間学童クラブへの助成制度を立ち上げ、運営を支援します。

その1 夜間学童クラブ

社会福祉法人が、新宿で初めての夜間学童クラブを平成 16 年 4 月から大久保に開設します。日曜日・祝日・年末年始を除く毎日 10 時まで利用できます。

その2 保育園内に設置される学童クラブ

老朽化した下落合保育園の建替え後に、社会福祉法人による民設民営保育園による、定員の拡充や延長保育・一時保育などの多様な保育サービスの実施を予定しています。

その一環として、保育園内民間学童クラブが平成 19 年 4 月から、開設される予定となっており、現在準備が進んでいます。

2 区内企業の行動計画策定支援

現 状

○次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定について

事業主が、子育て家庭の働きやすい環境づくりを目指して17年度からの2年間以上の計画期間で策定する。

各都道府県単位で組織される次世代育成支援対策センターが策定支援を行う。

◆一般事業主行動計画

- ・ 300人を超える従業員を雇用している事業主（策定と国への報告義務）
- ・ 300人以下の従業員を雇用している事業主（策定は努力義務）

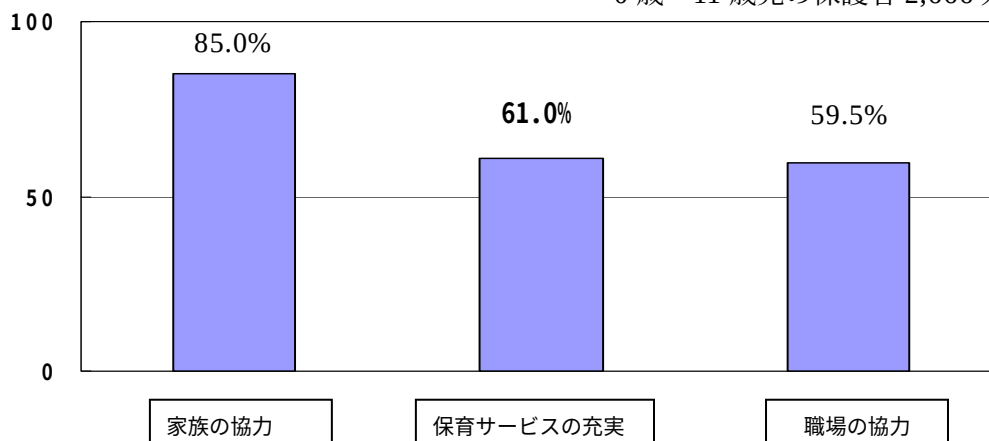
◆特定事業主行動計画

- ・ 国・地方自治体等が雇用主として策定

「調査」結果からみた仕事と子育ての両立に必要なことは？

◆「仕事と子育ての両立のためには何が必要ですか？」（複数回答）

0歳～11歳児の保護者 2,666人



課題と今後の取組み

子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの実現

事業主行動計画策定への支援

次世代育成支援対策センターと連携し、区内事業者の行動計画策定を支援します。

新宿区役所の特定事業主行動計画策定への積極的な取組み

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
次世代育成支援対策センターと協力した企業行動計画策定支援	検討	実施

目標4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

1 家庭・地域の子育て力・教育力向上への働きかけの充実

現 状

○次のような点から家庭・地域の子育て力・教育力の低下が指摘されています

◆家庭について

【少子化、核家族化、地域社会の変化の影響】

- ・子育てに関する知識や経験の伝達機会が不足している。
- ・子どもに対する見方、接し方に多面性が失われがち。
- ・しつけや家事の手伝い等について、親自身の子ども時代における経験が不足していることにより、子どもへの接し方についての自信がもてない。

◆地域について

- ・都市化の進行により、深夜外出やごみのポイ捨てなどの行動が助長されている。
- ・地域のつながりの希薄化により、近隣の大人との挨拶や親以外の大人から注意される、または誉められる、などの機会が激減している。
- ・地域で行われる子どものための取組みの多くが一過性の行事で、子どもの地域への帰属意識につながりにくい。
- ・塾や習い事・部活動等で多忙な子どもが増えており、地域の行事に参加することが限られている傾向がある

○ 新宿区における「家庭・地域の子育て力・教育力向上」の取組み

◆教育委員会では

家庭教育学級（小学校PTA・学校・地域代表者で構成する運営委員会主催）、家庭教育講座（区立幼稚園、中学校、養護学校で実施）及びその特別講座を通し、親子関係や子どもの成長等を考える機会をつくることで、家庭の教育力の向上を目指しています。

◆幼稚園・保育園・児童館では

保護者からの日常的な相談への対応や子育てに関するアドバイスが、保護者を精神的に支え、成長を促すための支援としての役割を担っていると認識し、取組みの充実を図っています。

◆男女共同参画の視点から

男女共同参画に関する講演会・シンポジウムや男女共同参画推進センターの情報誌「ウィズ新宿」、「しんじゅくフォーラム」等で父親の子育てへの参加等に関する意識啓発を行っています。

「調査」結果にみる「年齢別の相談先・情報提供機関として期待されているところ」は？

◆「子育てに関する相談や情報提供で利用したいところはどこですか？」（複数回答）

【各年齢の傾向】

<就学前>・0歳児から3歳児では、「子ども家庭支援センター」、「地域子育て支援センター」、「児童館」、「保育園」、「保健所・保健センター」と回答している人が、40%台～50%台となっています。

・1歳児以上では「幼稚園」も40%台～50%台あります。

<小学生>・各学年とも「学校」を選んでいる人が50%以上があり、すべて30%台未満である他機関との差が大きくなっています。

課題と今後の取組み

地域の子育て支援関連事業の充実

プログラムの充実
職員の資質の向上

適切な支援ができる地域の人材の育成

親子のつどいの場における取組み

子ども家庭支援センター・地域子育て支援センター・児童館などの子育てひろば事業の充実を引き続き図っていきます。

保育園機能の地域子育て支援への活用

保育園・保育士のもつ、子育ての情報・知識・経験を、保育園利用者だけでなく、地域の在宅子育て家庭への支援にも役立てていきます。

近隣の子育て経験者による支援

自身の価値観を押し付けるのではなく、親の気持ちを理解し支援できる人材を育成していきます。

父親の子育てへの参加促進

啓発事業の実施

講演会や情報等による啓発を継続していきます。

社会ルールの再確立

子どもたちに社会ルールを伝える地域の取組み支援

騒音・自転車放置・深夜外出などについての社会ルールを、子どもたちに伝える方法など、地域全体で考えていくよう、課題別地域会議等において働きかけていきます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
家庭教育学級及び家庭教育講座 保護者対象に子どもの心や食事・子育てなどのテーマで行う講座を実施する。 家庭教育学級は小学校のPTA・学校・地域の代表者で構成する運営委員会が実施、家庭教育講座は区立幼稚園・中学校・養護学校が実施する。	実施 家庭教育学級 36回 家庭教育講座 36回	推進
「地域の教育力の向上支援」事業 土・日曜日を中心とした子どもの体験活動事業を町会や地域団体と教育委員会が連携して実施する。	実施 10事業	推進
地域の教育力連携事業 専門学校や事業者と協働し、子どもたちの職業体験事業等を実施する。	実施 5事業	推進
男女平等推進計画の推進	推進	推進

2 地域との協働で進める次世代育成支援

現 状

○新宿区の次世代育成支援に関わる地域との協働の取組み

◆地域では多様な主体による協働の取組みが展開されています。

- ・健全育成活動、環境浄化活動、居場所づくり
(青少年育成委員会・学校ボランティア)
- ・地域で子どもの安全を守る取組み
(子どもの安全を守る地域ぐるみのネットワーク)
- ・子育て支援(ファミリーサポート事業など)
- ・青少年の非行防止(社会を明るくする運動など)

◆構成員の重複化の傾向

区で組織する委員会・連絡会等は、様々な地域の団体の代表者や区委嘱委員等を構成員としている場合も多く、結果的に、多数の組織で構成員が重複する傾向がみられます。

○区民との協働における社会福祉協議会の役割

地域での自主的な子育て支援活動に意欲のある人たちへの支援、活動のきっかけがつかめない人たちを無理なく活動につなげていくなどの支えあい活動の支援を行ってきました。

子育て支援では、ファミリーサポート事業や子育てサロンづくりを行っています。

今後の社会福祉協議会が区民と協働を進めていく上での、方向性を明らかにするため、「住民活動推進計画」を策定中です。

○新宿区での区民と区の協働の方向性

◆「新宿区・地域との協働推進計画」において、今後地域との協働を進めていく際の基本原則・方向性及び具体的事例をまとめています。

【基本原則】

「相互理解」 「自主・自立性」 「対等の関係」 「目的の共有」
「関係の公開性」 「関係の見直し」

○ 次世代育成支援に関わる協働の事例

◆子育てサロン

社会福祉協議会では、誰もが楽しく参加できる地域の「仲間づくり・居場所づくり」として「ふれあい・いきいきサロン」の活動を進めています。

そのひとつ「子育てサロン」は、地域の子育て中の保護者や子育て経験者が、自宅や公共施設を利用して、身近で気軽な集まりの場をつくるものです。活動内容は自由で、集まっておしゃべりをするだけのサロンもあります。

社会福祉協議会は、サロンの立ち上げや活動費への支援を行っています。

◆ファッション・キッズ・スクール

子どもたちが、服飾関連の専門学校の指導によりデザインした服を、区内の百貨店で自ら販売体験する試みです。

経済産業省・専門学校・百貨店・ニット業界連盟・教育委員会が協働することで、子どもの体験学習・商業体験・世代間交流など多面的な事業が実現しています。

課題と今後の取組み

協働の担い手の広がりや協働の 機会の拡大

協働を視野に入れた新しい担い手づくり

公募委員の任期や推薦方法等を見直し、新しい担い手が増えていくような仕組みについて検討していきます。

多様な主体の協働による新しい価値の創出

異なる目的や機能を持つ団体・組織等の出会いの機会を作っていくことにより子どもや子育て家庭にとってより魅力のある事業の実現を目指していきます。

次世代育成支援に関わるサービスの受け手と担い手の融合

利用者が自ら創り出すサービスの 必要性

多様化する子育て家庭の価値観、生活スタイルから生まれる新しいニーズへの対応には、区が提供するサービスだけではなく、利用者が自ら創り出すサービスが必要となります。

「子育てしやすい地域づくり」のコーディネーター 機能の強化

区は、地域の子育て力を引き出していくために、自主的な活動を行おうとする区民が会う機会や使いやすい場所を用意する、情報提供やアドバイスをする、などの「コーディネーター」機能を高めていきます。

子どもや家庭の状況により、支える側と支えられる側が循環していくよう、区がともに考え活動する取組みを増やしていきます。

主な事業

事業名	15 年度現況	16 年度の取組み
北山伏子育て支援協働モデル事業 区の空施設を利用した区民のグループの自主的な子育て支援活動を支援する。	検討	実施
子育て仲間づくり事業 子育て中の悩みや、不安を解消するための「つどいの場」として区民の自主的活動である「子育てサロン」づくりを支援する。	検討	実施 榎町児童センター
新宿こどもセンター 子育て情報誌「あ・そ・ま・な」の発行及び「ゆめ基金」を活用した事業を実施する。	実施 「あ・そ・ま・な」 発行 回 自主事業 回	推進
学校ボランティアの協力による学校教育の充実 地域と学校が交流し共に協力し合いながら、学校教育を推進していく。 小学校では、授業や課外活動において外部指導員・外部講師による指導を実施する。 中学校では、外部指導員が指導の補助をすることにより部活動の充実を図る。	実施 14 年度 小学校 602 回 中学校 4,917 回	推進

目標5 安心して子育てできる都市環境をつくります

1 事業者とともにすすめる子育てバリアフリー

① まちの子育てバリアフリーの推進

現 状

○新宿区における「子育てバリアフリー」に関する取組み

◆交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）に基づく基本構想の作成（平成15年度策定開始）

公共交通機関や道路などのバリアフリー化によりすべての人が安全で快適に利用できるまちをめざしています。

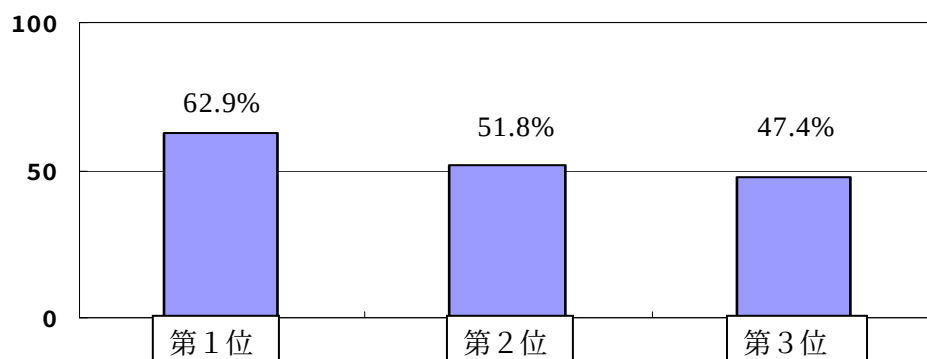
◆ハートビル法（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成15年4月1日施行）」）

ハンディキャップをもった人が円滑に利用できる建物の建築の促進を図っています。

「調査」結果にみる「子育てバリアフリー」への要望は？

◆「子どもと外出の際に困ること」（複数回答）

（就学前）



第1位 交通機関や建物にベビーカーでの移動の配慮がない (62.9%)

第2位 トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない (51.8%)

第3位 歩道の段差等がベビーカーや自転車の通行の妨げになる (47.4%)

課題と今後の取組み

子育てバリアフリーのまちの実現

ベビーカーにも配慮した交通バリアフリー

今後、重点整備地区において作成していく交通バリアフリー基本構想は、ベビーカーで移動する親子の視点も取り入れた内容とし、バリアフリー化の重点的かつ一体的な推進を行っていきます。

民間事業者と協働した施設のバリアフリー

公共施設でのバリアフリー化の推進はもとより、人が多く集まる商業施設等でのトイレのオムツ換えシート設置や授乳室・遊び場の設置、みどり豊かなゆとりある歩道の確保などについても、総合的な視点で取り組んでいきます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度取組み
交通バリアフリー基本構想の策定	重点整備地区の選定	重点地区におけるバリアフリー化のための方針・実施事業等の検討

② 子育てしやすい住環境づくり

現 状

○新宿区の住宅施策

家賃が高い、住宅が狭いなど住環境に課題があると認識し、都心区という特性をふまえながら、こうしたデメリットを解消していくための施策として、ファミリー世帯への家賃助成や区民住宅供給等を行ってきました。

◆ワンルームマンション条例の制定（平成16年 月）

この条例は、ワンルームマンション等の建築及び管理に関する基本的な事項を定めてワンルームマンション等の建築に伴う近隣との紛争の防止及び少子高齢社会に対応した住居の整備を促すことを目的として制定しました。

ワンルーム形式の住戸が30戸以上の場合、ファミリー向け住戸（専用面積39㎡以上）と高齢者に配慮した住戸を一定以上設置する基準を設けています。

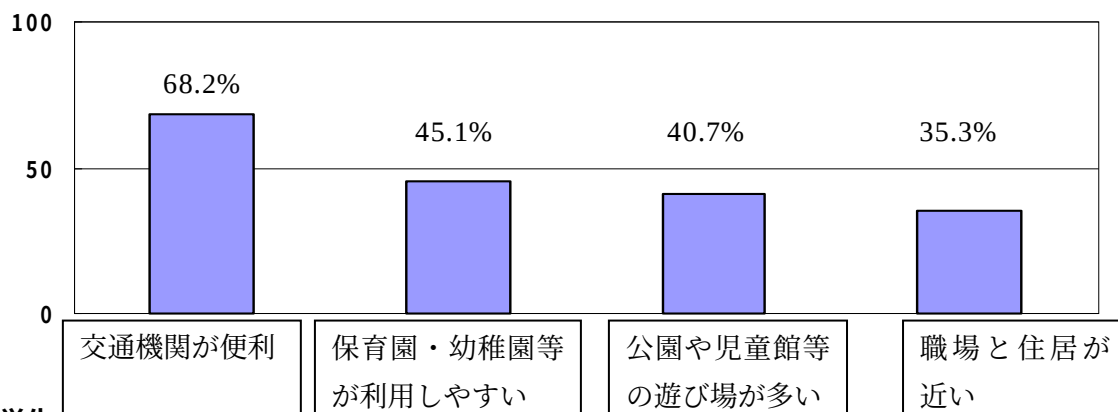
「調査」結果にみる「子育て家庭にとっての新宿区の魅力」は？

◆子育て支援関連施設等の充実と都市の利便性

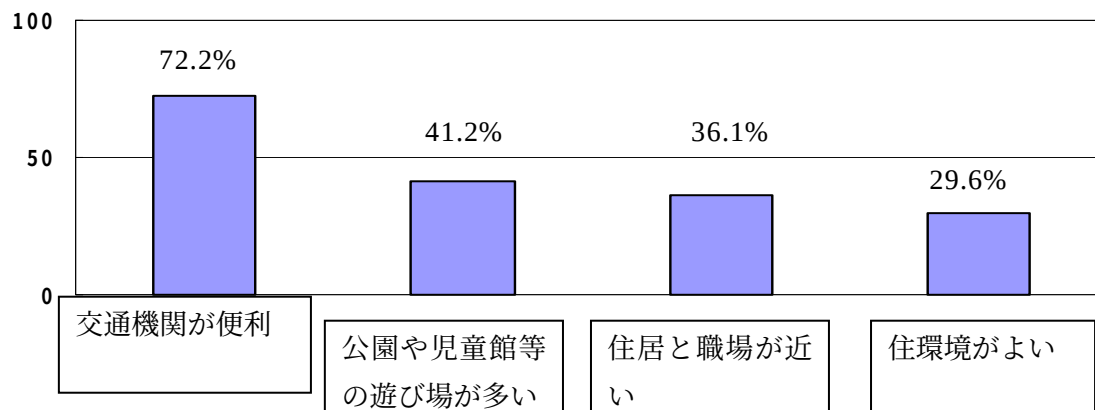
「新宿区は子育てがしやすいまちだと思いますか？」

「しやすいと思う」理由（複数回答）

就学前



小学生



※都市の利便性と子育ての基盤整備のよさをあげる方が多くなっていますが、利便性は家賃・地価の高さに反映してしまう状況があります。

「調査」結果にみる新宿区の「子育て家庭の定住意向」は？

◆「今後も新宿で子育てしていきたいと思いますか？」

ずっと新宿で子育てをしていきたい（就学前 35.2% 小学生 40.8%）

◆「当分の間新宿で子育てしていきたい」と答えた人の理由

家賃・地価が高いので子どもが大きくなったら転出する

（就学前 42.4% 小学生 46.7%）

【参考】区民意識調査にみる「新宿区に満足できる点」は？

「通勤・通学に便利」「買い物に便利」との回答が常に上位をしめています。

※子育て家庭だけでなく、区民の多くが、各々のライフスタイルやライフステージによって、都心の利便性と、住宅の規模や住環境、家賃水準とのバランスをとりながら、新宿区に住み続けるかどうかの選択していることわかります。

課題と今後の取組み

子育て家庭が住み続けたいと思えるまちと住宅施策

ファミリー世帯への家賃助成等は、助成終了後、必ずしも新宿区に住み続けることに結びついているとはいえません。

限りある財源で効果的に子育て家庭が住み続けたいと思えるまちを実現していくためには、直接給付から居住水準向上に向けた誘導へと視点を転換する必要があります。

子育てしやすい住宅の供給促進

住宅供給量の大半を占める民間市場の活力に注目し、子育てしやすい住宅の供給を促進する施策を進めていきます。

子どもの安全に配慮した設備や、地域コミュニティの形成を目的としたスペース等を備えた集合住宅を供給する民間事業者の誘導などについて検討していきます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度の取組み
子育て支援マンション認定制度 乳幼児の安全に配慮した施設・整備仕様や子育て中の親子が集える共用スペースを備えた集合住宅について区が認定することで子育てしやすい民間住宅を誘導していく。	—	検討
市街地再開発事業における子育て支援施設の誘導	—	検討

2 家庭・地域とともに守る子どもの安全

現 状

○子どもをねらった犯罪の増加

日常生活において子どもが犯罪や事故に巻き込まれる事件の増加により、子どもの安全を守る取組みの重要性が増しています。

○新宿区における「子どもの安全を守る取組み」

◆「子どもの安全を守る地域ぐるみのネットワーク」

平成 13 年の池田小学校事件を機に、特別出張所を単位として、町会・自治会、地域の児童関係機関・団体、警察等により組織されました。継続的に地域の子どもの見守るための取組みを続けています。

◆非常通報体制「学校 110 番」の設置

◆不審者情報の提供

危機管理室から不審者に関する情報を、地域、学校・幼稚園、保育園、児童館等に提供しています。

◆小学生への緊急時の防犯ブザーの貸与

◆啓発用リーフレット「犯罪から身を守るために こんなときあなたは どうしますか？」の作成・配布

いざというときに子どもが迅速・適切に対応ができるような具体的な注意点・行動についてイラストも多用してわかりやすく説明しています。

◆「安全マップ」等の作成

小学校 PTA 連合会が主体となり、子どもを犯罪から守るワークショップの実施、学区の危険箇所や「ピーポ 110 ぼんのいえ」等の場所を調べて掲載したマップの作成を行っています。

◆新聞販売店の協力による新聞配達時の子どもの安全パトロール

◆郵便配達等の業務中の安全パトロール

○「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」の制定（平成 15 年）

子どもたちも含めすべての区民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために制定しました。

「調査」結果にみる「安全・安心」への要望は？

◆「安心して子育てをするために必要な地域の取組みは？」（複数回答）

学校や保護者等が協力し子どもの安全を守る取組みや非行防止をする
就学前 42.4%（第 3 位） 小学生 56.5%（第 1 位）

課題と今後の取組み

地域での見守りの広がり と継続性の確保

地域との協働による見守り

地域で知恵を集め、あらゆる資源を活用して見守りの輪を広げていきます。

区の重点施策として、「安全・安心のまちづくり」を目指した取組を進めていきます。

子どもの生活圏に着目した 緊急情報伝達の必要性

組織単位から地域単位への転換

事件や犯罪発生については、子どもたちが生活する地域に着目した迅速な情報伝達体制の整備を図っていきます。

主な事業

事業名	15年度現況	16年度取組み
新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づく取組み	推進	推進
安全推進地域活動重点地区の指定・支援	指定 7地区	推進
危機回避マニュアルの作成 「こんなときあなたはどうしますか？」を作成し、小学生等に配布。	配布 全幼稚園児及び 小学生1・2年生	配布 小学1年生及び 幼稚園・保育園の 新入園児
ITを活用した事件事故情報の連絡体制の整備 特別出張所がメーリングリストを利用して事件事故情報を配信する。	実施 1所	充実 全所
学校安全パトロールの推進 地域ぐるみで子どもを事件犯罪から守るために、PTA、町会・自治会及び商店会等との協働により、自転車表示用の警戒標識を配布し、見守り体制の強化を推進する。	—	パトロールパネルの 作成・配布 10,000枚

次世代育成支援関連事業一覧

1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

平成16年4月現在

1 子どもの権利を大切にすることの取組みの充実

事業名	事業内容	担当課
学校における人権尊重教育の推進	新宿区教育委員会で作成した「人権教育推進委員会だより」や東京都教育委員会が作成した「人権教育プログラム」を活用し、人権への正しい理解を深める取組を行う。	教育指導課
中学校へのスクールカウンセラーの配置	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善のため、臨床心理の専門家をスクールカウンセラーとして区立中学校に週1回配置する。	教育指導課
小学校への心理士の派遣	小学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため、区立教育センターの心理士を派遣する。	教育指導課
(教育センター) 教育センターの教育相談	幼児から高校生及び保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行う。	教育指導課
(教育センター) つくし教室	教育センターにおいて、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、学校へ行けるように相談・学習・スポーツ活動などをして指導・援助をする。	教育指導課
(教育センター) メンタルフレンド	学校のつくし教室にも行けない子どもの家に訪問して相談・援助を行う。	教育指導課
小学生フォーラム・中学生フォーラム	次代を担う小中学生が、日ごろの生活の中で感じていることについて、区長等の前で発言することにより、区政に対する関心や意識を高めていく。毎年各校から一名ずつ参加してテーマを決め実施する。	男女共同参画 青少年平和課
子どもの権利に関する啓発事業	家庭教育学級・講座、児童館等において、子ども・保護者を対象に講演会や体験学習を実施し、子どもの権利についての正しい理解の促進を図る。	関係各課
子どもの参加するワークショップ	子どもが参画可能な施策(児童館中高生スペースの設置・公園の改修等)において子どもの参画を促していく。	関係各課
不登校をめざす子ども学校サポートネットワーク	関係機関・団体が連携し、不登校児童・生徒の学校復帰のために必要な事項を協議し、体制を整備する。協議事項は、①不登校の実情及びその対策のあり方②構成団体の相互の情報交換及び連携のあり方③不登校の予防策に関する事項。	教育指導課
東京都子どもの人権専門委員の活動	子どもの人権又はこれに関わる環境整備について協議する。また必要に応じて調査・勧告・意見発表等必要な措置を行う。小中学校に人権相談カードを配布し、相談事業を行う。	総務課

2 学校教育の充実

特色ある学校づくり	各学校の自主性・自立性を確立するとともに、子どもの発達段階に応じたきめ細やかな教育内容、指導方法の研究、地域人材の活用に努める。	教育指導課
チームティーチングや少人数学習指導の充実	児童・生徒の基礎学力の定着と、個に応じた指導を充実するため、学習集団を弾力に編成し、少人数学習指導の推進を図る。	教育指導課
コンピュータ利用教育の推進	児童・生徒の高度情報社会への適切な対応能力向上を図るため、校内LAN整備のモデル実施をはじめ、コンピュータ利用による情報教育の充実を図る。	教育指導課

次世代育成支援関連事業一覧

事業名	事業内容	担当課
小中学校のホームページの開設	各学校ごと特色のあるホームページを開設し、他校との交流を深め、情報教育を推進する。	教育指導課
外国人英語指導員の派遣	学校教育の中で、日本と諸外国の文化・伝統の理解を深め、国際協力のあり方を学ぶ機会として、小中学校への外国人英語指導員の派遣及び外国人との交流学习を実施。	教育指導課
学校評議員制度	各学校が保護者や地域の方々の意見を広く聞き、地域に開かれた学校づくりを推進する。	教育指導課
スクールスタッフ新宿 (地域学校協力体制の整備)	教員免許、司書、保育士等の有資格者と地域の小中学校が協働し、各地域が抱える教育課題に対して、協力しあえる仕組みづくりを推進する。実施については中学校区を単位とし、地区内の学校の協議に基づく交流授業を行うことにより、児童生徒の学力向上に結びつけていく。	教育指導課
学校選択制の推進	児童・生徒及び保護者が自らの判断で選択できる学校選択制度を活かし、各学校の特色ある教育活動の充実を図る。	学校運営課
スクールコーディネーターの導入による教育活動の充実	スクールコーディネーターは教育委員会事務局に選任され、週1回以上、配置校に勤務し、学校と地域の連携、PTAと地域の連携、青少年の健全育成活動を行う。スクールコーディネーター制度を活用した「総合的な学習時間」等の教育課程やその他学校行事を地域が支援していく体制を整えていく。	生涯学習振興課

3 幼児期の教育・保育環境の充実

幼稚園・保育園の連携・一元化	幼児の教育・保育環境の充実を図るため、幼保の連携・一元化について検討する。そのための準備として、幼稚園と保育園の交流事業の拡大・充実と合同保育が可能なモデル園の選定と合同保育に向けたカリキュラムづくりを行う。	保育課 学校運営課
幼稚園における預かり保育	幼稚園で教育時間終了後または開始前に、自園内で担当職員を配置し実施する保育。現在は私立幼稚園で実施している。	学校運営課 保育課
幼稚園における3歳児保育	3歳児を対象（私立幼稚園においては満3歳児も対象）とした保育の実施。	学校運営課

4 子どもたちの遊び場・居場所の充実

① 集い・遊べる公園をふやす取組みの充実

新宿中央公園活性化プラン	新宿中央公園の各エリアの性格を特化して活性化する。ちびっこ広場については、子どもたちの専用広場を作り、安全で安心して遊べる公園として利用できるようにする。また、地域住民との協働によりプレイリーダーの育成等を推進し、将来的には地域住民による広場運営を目指す。多目的運動広場には、バスケットゴールを設置する。	土木課
プレイパーク活動への支援	区内の公園でのプレイパーク活動を拡充するため、プレイリーダーに対する謝礼の一部助成などを行う。	児童家庭課
プレイリーダー養成講座	地域の遊びの活性化リーダー養成講座を実施する。また広報、会場確保等の支援を行う。	生涯学習振興課
みんなで考える身近な公園の整備	老朽化等により公園の改修を行う際に、小規模公園については地域特性を生かせるよう住民による懇談会等を開催し、プラン作成段階からの区民参加を進めていく。今後は、子どもの意見も反映できるよう工夫していく。	道とみどりの課
区内施設を活用した青少年の居場所づくり	区民との協働の形態として、区が地域センター等の施設を提供し、地域団体がその施設の機能やスペース等を活用して、自主的な運営により子どもに居場所を提供する。	男女共同参画青少年平和課

次世代育成支援関連事業一覧

事業名	事業内容	担当課
-----	------	-----

② 児童館の充実

中高生にとっての魅力ある居場所づくり	中高生にも利用しやすい児童館を目指し、地域や施設の状況により中高生のためのスペースを確保するとともに、利用時間の延長を行う。	児童家庭課
幼児スペースの確保	乳幼児の親子利用の利便性の向上を図るため、地域や施設の状況により、児童館内に幼児が優先的に利用できるスペースを確保する。	児童家庭課
児童センター運営協議会・こども館運営協議会の設置	地域の住民からなる児童センター運営協議会又はこども館運営協議会を設置し、地域の実情に応じ、かつ児童の実態に即した児童センター又はこども館の運営を行う。	児童家庭課

③ 学校を核とした子どもの居場所づくり

学校における子どもの居場所づくり	各中学校とその学区の小学校を1ブロックとし、ブロック毎に放課後及び土・日曜日に学校施設を利用して子どもの居場所づくりを行う。実施については、ブロック内のスクールコーディネーター、学校長、PTA代表で構成する（仮称）子どもの居場所づくり運営委員会に委託して行う。	生涯学習振興課
総合型地域スポーツ・文化クラブの創設	地域に根ざし、区民が自主的に運営するスポーツクラブを創設し学校を拠点として活動を行うことにより、誰もが気軽に参加できるスポーツ活動を仲立ちとした新たな地域コミュニティの形成を図る。	生涯学習振興課
学校施設（校庭・体育館・プール等）の開放	土・日・祝日及び学校休業日に地域の子どもの遊び場・スポーツの場として開放するほか、親子スポーツデー（月2～3回）・スポーツ教室（月1回）を実施する。	生涯学習振興課

5 地域における子ども・親子・世代間の交流の促進

マイスター制度を利用した高齢者と子どもの交流事業	世代間交流と地域の活性化を目的に、高齢者が特技や知識を子どもたちに伝えたり、教えたりする活動。	健康いきがい課
中学生と赤ちゃんの交流事業	子ども家庭支援センター等で中学生等が乳幼児とふれ合う事業を実施する。	児童家庭課

6 図書館活動の充実

新宿区子ども読書活動推進会議	「絵本と出会う機会」と子どもたちが読書に親しみやすい環境作りを進め、子どもたちの豊かな心を育てていくための「子ども読書推進計画」の推進と進捗状況の把握を行う。	中央図書館
中央図書館児童室の機能の充実	中央図書館の児童サービスを総合的、効果的に支援するため、中央図書館児童室を「子ども図書館」として機能の充実・強化をする。	中央図書館
学校図書館の充実	学校図書館の蔵書数・内容の充実を図り、「総合的な学習の時間」等において、多様な教育活動を展開していく。	教育指導課
図書館サポーター制度	図書館サポーター希望者を登録し、ボランティア活動として読みかせ等を行う。	中央図書館
子どもホームページの開設	「新宿図書館子どもホームページ」を開設し、本の検索や紹介などを行う。	中央図書館
絵本でふれあう子育て支援	保健センターの乳児健診時に絵本を配布し、乳幼児の親子が本に親しむきっかけづくりをする。	健康いきがい課

次世代育成支援関連事業一覧

事業名	事業内容	担当課
-----	------	-----

2 利用しやすいサービスですべての子育て家庭をサポートします

1 きめこまやかな子育て支援サービスの展開

地域子育て支援事業（子ども家庭支援センター事業含む）	子ども家庭支援センター・地域子育て支援センターにおいて、相談事業、専門機関や民間活動グループ等との連携、相談機関相互の連絡調整、乳幼児の居場所づくり等子どもと家庭への総合的な支援を実施する。	児童家庭課
子育てひろば事業	地域の子育て家庭の支援のため、児童館機能を活用し、子育ての仲間づくり、育児講座等の啓発事業、子育て相談などを行い、保護者の育児不安や孤立感の解消を図る。	児童家庭課
ファミリーサポート事業	区民の相互援助活動を組織化し、アドバイザーがコーディネートし、仕事と育児の両立の援助、及び在宅子育て家庭の一時的な保育援助を行う。	児童家庭課
子どもショートステイ	保護者が一時的に家庭において就学前までの子どもを養育できない場合に、短期的に児童福祉施設での預かり、子どもの福祉の向上を図る。	児童家庭課
一時保育	保育園空き定員を利用した一時保育。 各保育園の定員の空を利用して、各園1名まで1ヶ月に3日間まで保育を実施する。ただし、緊急時（死亡、行方不明、病気、出産等での入院、看護、災害等）の場合は3日を超える利用ができる。	保育課
	専用室を設置した一時保育。 専用室を利用して、生後6ヶ月から小学校就学前までの児童を1日10名の範囲で1ヶ月最長7日間保育する。	保育課
保育園での1日保育体験事業	子育てに関して不安感をもつ在宅で子育てしている保護者と子どもと一緒に保育園で1日過ごし、他の子どもの様子を見たり保育士とのかかわりを通し、不安感の解消と自信回復を図る。	保育課
地域に開かれた幼稚園（園舎開放・子育て相談）事業	地域の子育て支援に資するため、未就園児親子への施設開放・園行事への参加事業等を行う。	学校運営課
子どもと家庭に対する身近な相談	区の各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する相談に対応する。相談内容によって適切な相談機関につなげていく。（子ども家庭支援センター・保育園・児童館・幼稚園・保健センター・家庭相談）	関係各課
親と子の相談室	保健センター1箇所月1回専門医師、カウンセラー、看護師を配置し、心の問題や育児不安等親と子が抱える悩みや問題についての相談を行う。	保健センター
女性総合相談	女性からのさまざまな悩みの相談を専門の職員が面接や電話で受け、問題の解決に向けて助言を行う。（男性も相談可）	男女共同参画 青少年平和課
保育園・母子生活支援施設におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質を向上を図る。	関係各課

2 子育て支援サービスの総合的な展開

① 総合的な連携による効果的な次世代育成支援の実現

女性問題に関する相談機関連携会議	女性に対する暴力をはじめ複雑・多様化する女性問題の相談に対応するため、区内の相談機関の連携強化を図る。	男女共同参画 青少年平和課
------------------	---	------------------

次世代育成支援関連事業一覧

事業名	事業内容	担当課
-----	------	-----

② 利用者に届く情報発信

区民とつくる子育て情報局	区民の子育てグループと区が協働し、地域の子育てに関する総合的なWebサイトを構築する。	児童家庭課
「子育てサービスガイド」の発行	子育て支援に関する相談やサービスをまとめた冊子を作成し、関係機関窓口で配布するとともに、転入手続時に、子育て家庭に配付する。	児童家庭課
児童館子育て情報紙「のびのび通信」の発行	地域の子育て情報を掲載した子育て情報誌を児童館で作成し、児童館・学校・幼稚園・保育園を通じて地域の子育て家庭に配布する。	児童家庭課
ビデオ広報等の制作	公募区民と共に協働の手法で、区民の視点によるビデオ広報を作成し、区民への貸出、ホームページでの配信を行う。	広報課
24時間音声・FAX情報システム(しんじゅくガイド)	子育て支援に関する情報を含め、広く区政情報を音声及びファックスで24時間いつでも自動応答で提供していく。	広報課

3 親と子の健康づくりの推進

母親・両親育児学級等の開催	初めて母親・父親になる人に対し、出産や育児への不安を解消するための指導・助言及び正しい知識の普及のための情報の提供を行う。また、この事業への参加者による自主的な子育てグループを育成し、育児不安の軽減を図る機会とする。	保健センター
産婦の健康診査	出産後の身体の異常発生の防止及び早期発見に努め、母子の健康向上を図る。	保健センター
未熟児・発達遅滞等への対応	未熟児・新生児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽減や発達遅滞等の早期発見を図る。	保健センター
新生児訪問指導	新生児の家庭に保健師・助産師が訪問し、適切な指導をするとともに、養育の助言を行う。	健康いきがい課 保健センター
予防接種	伝染病のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施する。	健康いきがい課 保健センター
乳幼児の健康支援	乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査(3～4ヵ月児・6ヵ月児・9ヵ月児・1歳6ヵ月児・3歳児)、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的に行う。	保健センター
ぜん息予防アレルギー相談	15歳未満の子どもを対象に、ぜん息やアトピー症状等について、専門医師が診察・相談に応じるほか、栄養相談、住環境相談等を行い、疾病の予防と健康の回復・増進を図る。	計画推進課
ぜん息キャンプ事業	小学校3年生から中学1年生までの気管支ぜん息等の児童・生徒を対象に、自然環境のなかで集団生活をさせながら、療養及び生活上の指導を行い、健康の回復及び増進を図る。	計画推進課
水泳訓練事業	気管支ぜん息等の小学生を対象に、水泳による訓練を通し療養指導を行い、健康の回復及び増進を図る。	健康いきがい課
学校の健康診断・健康相談	学校医等による定期健康診断や臨時健康診断の実施と養護教諭による健康相談を行い、園児・児童・生徒の健康増進を図る。	学校運営課
学校保健委員会の活動	各学校における健康の問題を研究協議し、児童・生徒の健康づくりを推進する。	学校運営課
家庭における乳幼児事故防止対策事業	母子保健事業実施時に事故防止に関する情報を提供する。	保健センター

4 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援

次世代育成支援関連事業一覧

事業名	事業内容	担当課
① 障害児等と家庭への支援		
<保健センター> 要発達支援乳幼児に対する相談	健診等で発見された発達支援の必要な乳幼児を継続観察し、適当な時期に適切な支援につなげていく。	保健センター
<あゆみの家> 発達相談	相談のあった乳幼児の面接・調査を行い、必要な乳幼児、保護者に対して適切な支援が行われるようサービスの調整をする。(0～学齢前)	あゆみの家
<あゆみの家> 通所による療育事業(児童デイサービス)	親子通所、単独通所、保育園・幼稚園との並行通所、等による療育及び保護者支援を行う。(0～学齢前)	あゆみの家
<あゆみの家> 在宅障害児訪問支援	通所できない事情のある障害児と保護者に対して在宅訪問支援をする。	あゆみの家
<保育園> 障害児保育の実施	保育園で中軽度で集団保育が可能な障害児を保育する。	保育課
<幼稚園> 障害児保育の実施	幼稚園で集団保育が可能な障害児を保育する。教育効果の向上と安全の確保を図るため、園に慣れるまでの期間、必要に応じ介護員(保育助手)を配置する。	学校運営課
<教育センター> 要発達支援児童の相談	幼児期及び学齢期にある発達支援が必要な児童の相談を行う。	教育指導課
<教育センター> ことばの教室	聴覚及び言語に障害のある児童・生徒が、障害の状態の改善・克服に必要な技術を身につけることを目的に聴覚・言語指導の専門家による指導を行う。	教育指導課
<学校> 心身障害教育の実施	児童・生徒の安全の確保と学習の成果をあげるため、心身に障害のある児童・生徒に対する教育環境の充実を図る。情緒障害学級についての検討及び特別支援教育の構築と整備をしていく。	教育指導課 学校運営課
<区立養護学校> 心身障害教育の実施	肢体不自由児童・生徒に対する教育と医療的ケアを実施する。また必要に応じ訪問教育を実施する。	教育指導課 学校運営課
<学童クラブ> 障害児への対応	通常小学校3年生までを対象として実施している学童クラブを障害児に限り6年生まで延長する。	児童家庭課
<あゆみの家> ショートステイ事業	障害児を一時的に保護する。 日中利用(15歳未満) 宿泊利用(15歳以上)	あゆみの家
在宅重症心身障害児訪問事業	療育上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を行う。(都事業)	保健センター
日常生活のための各種支援	[補装具等の支給] 障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給する。 [障害者歯科診療] 一般歯科診療機関では治療が困難な重度の障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行う。 その他[紙おむつ支給][福祉タクシー]等	障害者福祉課
障害者地域生活支援事業	障害児・障害者の生活全般にわたる相談に応じ、情報提供、サービス利用支援等を行う。	障害者福祉課 あゆみの家

次世代育成支援関連事業一覧

事業名	事業内容	担当課
発達支援関係機関連絡会	あゆみの家を中心に発達支援に係わる行政機関及び民間施設等の相互の連携強化を図る。	あゆみの家

② ひとり親家庭への支援

母子自立支援員の活動	ひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な指導を行う。	児童家庭課
ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭に旅行のための宿泊施設や遊園地でのレクリエーションを無料または低額な料金で利用してもらう。	児童家庭課
ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業	区内に居住し、義務教育終了前の児童を扶養している母子家庭、父子家庭の保護者あるいは、その子が傷病等で日常生活に困難が生じたとき、家事援助者を派遣し、その費用を助成する。	児童家庭課

③ 外国人家庭への支援

外国籍住民向け生活情報誌の作成	外国籍住民向けに目的別の生活ガイドを作成する。情報網羅1冊型から差し替えが可能な10のジャンルに分けたバインダー方式とし、毎年掲載情報の更新を行う。	広報課
外国語版「子育てサービスガイド」の発行	子育て情報誌の外国語版の作成し配布する。	児童家庭課
日本語適応指導	外国籍児童・生徒に対し、当該校で短期集中して日本語や学校生活に関する適応指導を行う。	教育指導課

④ 虐待予防及び被虐待児と家庭への支援

子ども虐待防止連絡会の実施	児童虐待防止に関して、関係機関が定期的に連携をもち、児童虐待の発生防止・早期発見及び児童虐待への対応を行う。	児童家庭課
女性及び母子緊急一時保護	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自立を援助する。	児童家庭課 生活福祉課

5 経済的な支援

乳幼児医療費助成	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児が、健康保険により診療を受けたときの自己負担分を助成する。	児童家庭課
心身障害者医療費助成	6歳に達する日以後の最初の4月1日以降（乳幼児医療費助成対象終了後）の障害児・障害者が、健康保険により診療を受けたときの自己負担分を助成する（全部または一部）。	障害者福祉課
ひとり親家庭の医療費助成	就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（一定の障害があるときは20歳未満）のひとり親家庭の児童及びその児童を養育している人が、健康保険により診療を受けたときの自己負担分を助成する（全部または一部）。	児童家庭課
小児慢性疾患の医療助成	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療に係る医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	保健センター

次世代育成支援関連事業一覧

事業名	事業内容	担当課
特殊疾病の医療費の助成	国・都が指定する特殊疾病の治療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する(全部または一部)。	保健センター
養育医療の助成(未熟児)	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	保健センター
育成医療の助成(障害児)	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する(全部または一部)	計画推進課
大気汚染医療費の助成	18歳未満で慢性気管支炎・気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎・肺気腫及びこれらの続発症の治療に対し、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	健康いきがい課
妊婦健康診査受診票の交付	妊娠中の定期的な健康診査を、妊娠前期・後期に各1回受診できる受診票を交付する。	健康いきがい課 保健センター
妊婦健康診査費助成	妊娠後期の健康診査受診者に受診費用の一部を助成する	健康いきがい課 保健センター
妊産婦・乳幼児保健指導票の発行	経済的理由により保健指導を受け難い妊産婦・乳幼児に対して必要な保健指導を受けられる機会を与える。	保健センター
妊娠中毒症等医療助成	妊娠中毒症等に罹患し、入院医療を要する妊産婦に対し、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する	健康いきがい課 保健センター
入院助産	低所得のため出産費の負担が困難な場合、その費用を公費で負担する	児童家庭課
児童手当	日本国内に住所があり、義務教育就学前までの子どもを養育している人に支給する。(平成16年4月から小学3年終了時までが対象となる予定)	児童家庭課
児童育成手当(育成手当)	父または母がいない子どもまたは、父または母が重度の障害の状態にある子どもを養育している人に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給する。	児童家庭課
児童育成手当(障害手当)	中・重度の知的障害、2級以上の身体障害等の障害をもつ20歳未満の子どもを養育している人に支給する。	児童家庭課
児童扶養手当	①父母が離婚、②父が死亡または生死不明、③父が1年以上遺棄・拘禁、④父が重度の障害をもつ、⑤母の婚姻によらない出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかの要件に該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(障害児は20歳未満)の子どもを養育している母または養育者に支給する。	児童家庭課
特別児童扶養手当	日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の障害児(中・重度身体障害、中・重度知的障害、重度の内部疾患や精神障害)を養育している人に支給する。	児童家庭課
心身障害者福祉手当	児童育成手当(障害手当)に該当しない障害児・障害者に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課
重度心身障害者手当	常時複雑な介護を必要とする障害児・障害者に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課
障害児福祉手当	20歳未満で身体または精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課
私立幼稚園保護者への補助	私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、入園料補助金、保育料補助金、就園奨励費を、各々の対象基準に該当する場合に支給する。	総務課

次世代育成支援関連事業一覧

事業名	事業内容	担当課
区立幼稚園保育料免除	区立幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減させるため、対象基準に該当する場合に保育料等を免除する。	学校運営課
就学援助	経済的理由により就学困難な小中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助する。	学校運営課
島田育英基金	高等学校等に入学する者で、成績優秀で入学時に経済的負担の軽減を必要とする者に対する育英資金。	総務課
母子福祉資金	20歳未満の子どもを育てている母子家庭が、事業開始、住宅改修、就学、就職などで資金が必要な場合の貸付制度。	児童家庭課
奨学金の貸付	高等学校等に入学または在籍する者で、成績優秀で経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学金を貸付ける。	教育政策課
民間賃貸住宅家賃助成	義務教育終了前の児童を養育するファミリー世帯に対し民間賃貸家賃の一部を助成(月3万円限度最長5年)する。	住宅課
心身障害者扶養年金	心身障害児者の保護者が万一の場合、残された障害児・障害者に年金を支給する共済制度。	障害者福祉課
外国人学校児童・生徒保護者補助金	経済的理由により就学困難な外国人学校の児童・生徒の保護者に補助金を支給する。(所得制限あり)	総務課

※手当等には所得制限や他制度との併給制限などがある場合があります。

次世代育成支援関連事業一覧

事業名	事業内容	担当課
-----	------	-----

3 子育てと仕事の両立しやすい環境づくりを進めます

1 多様な保育サービスの展開

① 保育園・認可外保育施設の充実

通常保育の充実	平成19年4月にむけて待機児童の解消策を実施する。またニーズ調査の実施による19年度以降の待機児童予測に基づき、21年度までの中期的対策をまとめる。	保育課
延長保育	保護者の就労形態の多様化による保育需要に対応するため、11時間の基本開所時間をさらに1時間から4時間延長する保育を実施する。	保育課
年末保育	認可保育園に在籍する6ヶ月以上の児童を、保育園が休園となる年末に、一部の保育園で保育する。	保育課
産休・育休明け入園予約事業	保護者が年度途中で産後休暇や育児休業明けで復職を予定している場合に保育園の入園予約を受け付ける。	保育課
休日保育	保護者の就労形態の多様化等に対応し、日曜・祝日（年末年始除く）に認可保育園に在籍する6ヶ月以上の児童を拠点園で保育する。	保育課
病後児保育	認可保育園に在籍する満1歳以上の児童を、病気の回復期に病後児保育専用室で専従の看護師・保育士を配置して保育する。	保育課
夜間保育所	恒常的な残業や変則勤務についている保護者の児童を保育する夜間保育所の事業を支援する。	保育課
家庭福祉員制度	家庭的雰囲気の良い施設保育を望まない保護者のニーズに対応するため、保育について技能と経験を持った者が、その家庭で3歳未満の児童の保育を実施する。	保育課
保育室利用	認可外保育施設の利用児童を適切に保護するため、保育室（生後57日以上3歳未満の児童を預かる小規模保育施設）として活用し児童福祉の増進を図る。	保育課
認証保育所利用	東京都が独自の認証基準に基づいて設置を認証する保育施設。民間事業者等が設置主体となり、利用者との直接契約で保育を実施する。区は開設準備及び運営経費の補助を行う。	保育課

② 学童クラブの充実

学童クラブ事業	小学校低学年児童（1～3年）で放課後帰宅しても保護者の就労等の理由により家庭での保護が受けられない児童に健全な遊びを主体とした生活指導をする。	児童家庭課
時間延長・休日利用の実施	一部の児童館の指導業務を民間事業者へ委託し、開設時間を延長する。	児童家庭課
民間学童クラブ運営費等助成	時間延長等保護者の多様な就労形態に対応した多様かつ柔軟なサービスの提供を行う民間学童クラブに対し、運営費等の助成を行う。	児童家庭課

2 区内企業の行動計画策定支援

次世代育成支援対策センターと協力した企業の行動計画策定支援	次世代育成支援対策センターと協力して企業の行動計画の策定支援を行う	少子化対策計画担当
-------------------------------	-----------------------------------	-----------

次世代育成支援関連事業一覧

事業名	事業内容	担当課
-----	------	-----

4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

1 家庭・地域の子育て力・教育力向上への働きかけの充実

子育て仲間づくり事業	子育て中の悩みや、不安を解消するための「仲間づくりの場」として区民の自主的活動である「子育てサロン」づくりを支援する。	児童家庭課
家庭教育学級及び家庭教育講座	小学校のPTA・学校・地域の代表者で構成する運営委員会が家庭教育学級(子どもの心や食事・子育てなどのテーマの講座)を開催する。また区立幼稚園・中学校、養護学校が家庭教育講座を開催する。	生涯学習振興課
「地域の教育力の向上支援」事業	土・日を中心とした子どもの体験活動事業を町会・自治会や地域団体と教育委員会が連携して実施する。	生涯学習振興課
地域の教育力連携事業	専門学校や事業者と協働し、子どもたちの職業体験事業等を実施する。	生涯学習振興課
青少年問題協議会	青少年問題の総合的施策を調査審議し関係行政機関相互の連絡調整を図る。	男女共同参画 青少年平和課
男女共同参画推進会議	男女共同参画条例に基づき設置・運営する。	男女共同参画 青少年平和課
男女平等推進計画の推進	男女平等推進計画(平成13年度～19年度)を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。	男女共同参画 青少年平和課
男性の子育て参加の促進	各種講座や啓発誌を通じて、男性の子育てへの参加等に関する意識啓発を行う。	男女共同参画 青少年平和課
環境学習情報センターの運営	環境保全意識の普及啓発、環境情報の発信、さらに環境活動の交流の拠点として、民間のノウハウを活用した運営を行う。特に、次世代を担う小中学生に対しては、自然体験型の環境学習講座を充実させ、循環型社会形成の重要性を理解するように努める。	環境保全課

2 地域との協働で進める子育て支援

北山伏子育て支援協働モデル事業	区の空き施設を利用したNPO等区民グループの自主的な子育て支援事業を支援する。	児童家庭課
社会教育委員の活動	教育委員会の行う社会教育行政に関する諮問機関。各学校の長、社会教育団体の代表者、学識経験者等によって構成している。社会教育に関する助言・青少年教育についての指導助言を行う。	生涯学習振興課
生涯学習推進委員の活動	地域における生涯学習の進行を図るため、地域別に50名の委員を委嘱。平成11年7月から新宿子どもセンター協議会委員としても活動している。	生涯学習振興課
新宿子どもセンター	情報誌「あ・そ・ま・な」の発行及び「ゆめ基金」を活用した自主事業を実施している。	生涯学習振興課
体育指導委員の活動	区民へのスポーツ実技指導・スポーツ活動に関する組織の育成・学校や行政機関の実施するスポーツ事業への協力等を行う。	生涯学習振興課
地区青少年育成委員会への援助	区民の自主的な活動として、地域社会において青少年の健全育成を図ることを目的に様々な行事を行うとともに、地域の環境浄化に努めている。特別出張所を単位として地域の実情に応じた活動を展開している。	男女共同参画 青少年平和課 特別出張所

次世代育成支援関連事業一覧

事業名	事業内容	担当課
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうという趣旨をもとに7月～8月に各団体が運動を展開する。	男女共同参画 青少年平和課 特別出張所
学校ボランティアの協力による学校教育の充実	地域と学校が交流し共に協力し合いながら、学校教育を推進していく。小学校では、授業や課外活動等に外部指導員・外部講師による指導を実施している。中学校では、外部指導員による指導補助を実施し部活動の充実を図っている。	学校運営課
教育インターシップ運営	早稲田大学大学生のボランティアを活用し教育の活性化を図る。	教育指導課

次世代育成支援関連事業一覧

事業名	事業内容	担当課
-----	------	-----

5 安心して子育てできる都市環境をつくります

1 地域・事業者とともにすすめるバリアフリー

① まちの子育てバリアフリーの推進

交通バリアフリー基本構想の策定	交通バリアフリー法に基づき重点整備地区における障害者・高齢者・子どもづれ等に配慮した交通バリアフリーに関する基本構想を策定する。	計画調整課
-----------------	--	-------

② 子育てしやすい住環境づくり

区民住宅の供給	義務教育終了前の児童を養育する中堅ファミリー世帯等を対象に、賃貸住宅として「区民住宅」を供給する。	住宅課
---------	---	-----

2 家庭・地域とともに守る子どもの安全

新宿区民の安全・安心の推進に関する条例	地震や風水害の自然災害だけでなく、平成13年9月の歌舞伎町雑居ビル火災をはじめとする事故や近年多発している犯罪から、新宿のまちを守り、誰もが安心して暮らすことのできるまち、訪れる人にとっても心からの愛着の持てるまち新宿を、区民・事業者・区がお互いに連携協働し、一体となって創造していくことを定めた「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」に基づき推進する。	危機管理室
安全推進地域活動重点地区の指定	新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づき、安全・安心に関する活動を継続的に実践している団体からの申し出により、活動地域を重点地区として指定し支援する。	危機管理室
こども交通安全教室	幼児期からの交通安全教育が重要であるので、保育園、幼稚園及び小学校に出向き、警察の指導による交通安全教室を実施している。また、小学生向けに正しい自転車の乗り方や点検の仕方について指導を行う自転車教室も実施している。	道とみどりの課
小学生への防犯ブザーの貸与	小学生に防犯ブザーを貸与し、安全確保に努める。	教育政策課
危険回避マニュアルの作成	「こんなときあなたならどうしますか？」の作成・小学生への配布	児童家庭課 教育指導課 教育政策課
「緊急避難場所ピーポ110ばんのいえ」	子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーポ110ばんのいえ」の普及・啓発について、設置主体の警察に協力して推進する。	警察 男女共同参画 青少年平和課